

第三十回国会 社会労働委員会 議 録 第二十六号

昭和三十四年三月三十一日(火曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 園田 直君

理事大坪 保雄君 理事田中 正巳君

理事八田 貞義君 理事小林 進君

理事五島 虎雄君 理事滝井 義高君

小川 半次君 龜山 孝一君

河野 孝子君 齋藤 邦吉君

志賀健次郎君 田邊 國男君

中山 マサ君 二階堂 進君

柳谷清三郎君 山下 春江君

山田 彌一君 岡本 隆一君

多賀谷真慈君 八木 一男君

吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 坂田 道太君

労働 大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

厚生政務次官 池田 清志君

厚生事務官 森本 潔君

(大臣官房長)

厚生事務官 安田 敏君

(社会局長)

厚生事務官 高田 浩運君

(児童局長)

厚生事務官 太宰 博邦君

(保険局長)

労働事務官 瀧谷 直藏君

(大臣官房長)

運輸事務官 土井 智喜君

(船員局長)

委員外の出席者

議 員 五島 虎雄君

厚生事務官 中村 一成君

(社会局長)

厚生事務官 戸澤 政方君

(保険局長)

第一類第七号

社会労働委員会議録第二十六号

厚生事務官 (引揚援護局) 山田 真澄君
専門員 川井 章知君

三月二十八日

委員谷川和穂君辞任につき、その補欠として町村金五君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十九日

委員町村金五君が退職された。

三月三十日

委員中村梅吉君辞任につき、その補欠として古川丈吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十七日

健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(多賀谷真慈君外十三名提出、衆法第六一号)

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、衆法第六二号)

三月二十八日

身体障害者雇用法案(坂本昭君外六名提出、参法第一一号)(予)

三月三十一日

職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、衆法第六五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

へい敷処理場等に関する法律の一部を改正する法律案起草に関する件
社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八四号)

中小企業退職金共済法案(内閣提出第一一六号)

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、衆法第六二号)

職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、衆法第六五号)

厚生関係の基本施策に関する件

○園田委員長 これより会議を開きます。
去る二十七日付託になりました五島虎雄君外十三名提出、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。五島虎雄君。

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律(昭和二十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

本則ただし書を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条ただし書を削る。

理 由

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の規定によつて現在なお暫定的に効力を有する旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律第十一条及び第二条の規定は、諸般の状況にかんがみ、廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○五島虎雄君 ただいま議題となりました政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律案について法律の一部を改正する法律案について提案理由を御説明申し上げます。
PW、すなわち一般職種別賃金が、現在一部の労働者の賃金を抑圧、従つてその生活を圧迫し、ひいては全労働者の賃金に好ましくない影響を与えていることが、PWを廃止しようという根本的な理由でありまして、ここに

PWの根拠法規を一部改正する必要があると考えるものであります。
その理由は、まず第一に、土建及び自由労働者が昭和二十二年以来、PWによつて最高賃金額を抑えられているという事実であります。これら労働者の賃金は、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律に基く労働者告示によつて定められているものであります。これが一般職種別賃金基本日額表としてその額を明示され、最高額が抑えられているのであります。すなわち、これ以上の額を支払つてはいけないうのが、右法律及びその告示の趣旨でありまして、ここにPWが頭打ち賃金と呼ばれる理由が存するのであります。さらに、緊急失業対策法第十条及び緊急失業対策法施行規則第八条は、失業対策事業に使用される労働者に支払われる賃金の額は百分の八十から九十までの額と規定しているため、失対労働者もまたPWによる手ひどい賃金ストッブを余儀なくされているのが実情であります。土建労働者及び自由労働者がこのように賃金の額を抑えられ、最高額を規定される結果として、このPWが、他の労働者の賃金にも強い影響を与えていることも重要な点と云わねばなりません。このことは、PWが公共事業だけでなく、民間の労働者の賃金を決定する際の重要な基準となつていふことを見れば明らかに理解されるところであります。

さらに最低賃金法とPWとの関係について考慮する必要があると考えま

は本委員会に付託された。

第一類第七号

社会労働委員会議録第二十六号

す。最低賃金は、本来労働者の最低生活を保障するため、労働賃金の最低を押えるというのをねらいとしたものでありまして、この最低賃金の必要性がすでに各方面から認められている現在におきまして、これと矛盾するPWを許す余地はないと考えるのであります。すでに第二十八国会の衆議院社会労働委員会におきましては、石田国務大臣は次のように述べておられます。「しかしこれが(PW)最高賃金で賃金のくぎづけにする材料にされるということは、私は望ましくないと存じておりますので、この最低賃金法が実施せられましたあとにおきましては、この問題の処理についてはぜひ改正を加えたい」このように、PWすなわち一般職種別賃金の廃止の必要性は各方面から認められているのであります。以上をもつて政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案の提案理由とする次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○園田委員長 以上で説明は終了しました。なお、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○園田委員長 社会福祉事業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑に入ります。滝井義高君。

○滝井委員 社会福祉事業法の一部を改正する法律案について、一、二点質問をいたしたいのですが、最近の厚生行政を見ますと、さきには骨関節結核児童に対する療育のための制度を確立しまして、さらに結核の濃厚感染源の

対策を打ち出すというように、いわば非常に重要な点で抜けておったところを一つ一つ補強する厚生行政が、おそまきながらとられておることは非常に喜ばしいことでございます。今回出て参りました社会福祉事業法の一部を改正する法律案を見まして、最近日本国内に非常に増加しておる精神病、特に精神薄弱者の保護施設を営営する事業を第一種社会福祉事業に加えることにした点は、非常に私はやはり画期的なものだと考えております。元来精神薄弱者の福祉政策というものは、今までは児童福祉法による十八才未満の精神薄弱児童を対象にしておったのですが、今回新たに十八才以上の精神薄弱者を対象にする施設にも国の補助金を出そう、こういうことのようにございまして、そこで私がお尋ねしたい点は、最近における小中学校の児童の中に非常に精神薄弱児が多いわけですか。私の見た統計では四〇％くらいだというのを言っておりまして、最近厚生白書等を見ると五〇％くらいになっておるわけなのです。これらの者に一体厚生行政としてどういう具体的な対策を打たれておるのかという事です。なるほど生活保護階層なりボーダー・ライン層というものは児童福祉法等で何とかやっていると申すのですが、小中学校の生徒が千六百万ばかりおるのですが、その五〇％としても八十万をこえるわけですね。そうすると現在ボーダー・ライン層なり生活保護対象の者で厚生省が手がけておる者は一体幾らなのか、そしてその手がけておるものを差し引いた残りの、八十八万マイナスイコールの対象になつておる者イコール、そこにXという数が出

るのですが、そういうものは一体どういうことになっておるのか、この二点をまず御説明願いたいと思ひます。

○安田(憲)政府委員 お答え申し上げます。今おあげになりました文部省の調査でございまして、小中学生千六百万の中で精神薄弱児が約八十八万人という数字が出ておるようでございます。十八才未満のそういう精神薄弱者に対して現在どういう措置がとられておるかという事でありますけれども、三十三年九月の児童局の調べによりますと、大体収容施設が百一、通園施設が十一でございまして、収容されておられます者が収容施設におきまして五千八百三十九人、通園施設におきまして三百四十一人でございまして、もちろんそれらの収容施設には、回転をいたしておりますから、その数字よりたくさんの方がだんだん収容されることになると思ひます。そこで問題は精神薄弱者と申しまして、これは御承知のようにいろいろな程度がございまして、文部省の対象になっておられます八十八万人の精神薄弱児がすべて特殊な施設に入れて文部省の義務教育課程から除くべきものであるかどうかという点につきまして、これはむしろ文部省の考え方といたしましては大体魯鈍級でございまして、やはり特殊な教室等を設ければ、教育の対象になるというふうな考え方はないかと私は聞いておるわけでございます。

も考慮いたさなければならぬと思うのでございまして、今のところそういうものを勘案いたしまして、どれだけのものがそれでは児童施設として適切であるかという点につきましては、まだわかつておらないのでございまして、明年度はそういう点につきましては、また調査を始める予算が計上されておりますので、その結果を待つて対策を立てるように承わっております。

○滝井委員 今の小中学生千六百万八十八万人の中の八十八万人、それに各施設に収容されておる者の数は六千人そこそこという事になると、八十八万です。それから六千人を引いたって八十七万程度の人々は全くこれは魯鈍級で、文部省に今まかせられておる、こういうことなんですか。

○安田(憲)政府委員 八十八万人という数字が、これは全部児童局の、つまり厚生行政の対象といたしまして特殊な施設に収容しなければならぬということはないと思ひます。これは滝井先生もお認めになると思ひます。私が聞いておりますのは、児童局では大体要収容者三万人ぐらゐという事に推計いたしておるよう聞いております。

る三万人程度の者を一体どういう形で今後計画的にやっていかれることになるのですか。実は最近における日本の、何と申しますか今厚生省設置法に關係のあるパス・コントロールの問題にもこれは関連してくるのです。いつか予算委員会でも少し触れたのですが、多分公衆衛生局から児童局に産児調節の問題は所管がえをやられておると思ひます。そうしますと、これはまたあとで触れてきますが、乳幼児の精神薄弱の問題にも関連してくるのであります。最近日本においては、非常に精神薄弱児が増加の傾向にあるのです。その統計を私今ここに持つておりませんが、増加の傾向にあるということが一般の文獻にも書かれております。そうしますと、自然的に児童における精神薄弱児も増加をしていく。数が増加すれば、その中で重い者も、それに比例をしないかもしれぬが、ある程度見合つて増加をしていくことは確実です。従つて今度だんだんこういう文明が非常に高度になり、しかも複雑になって参りますと、児童の中の要収容者が三万人よりだんだん増加をしていく傾向が出てくると思ひます。従つてそれらに対する厚生当局としての計画的な精神薄弱者の収容というふうなもの、あるいはそれを指導するのには具体的にどういう対策をお持ちになるのかという点ですね。

○安田(憲)政府委員 先ほどから申しましたように、現在の児童保護施設と精神施設の収容力に比しまして、収容を要する者がそれを上回つておるという事は事実だと思ひますのであります。しかしこれは具体的にどれだけ収容して、どういう計画を立てるかとい

○安田(總)政府委員　この精神薄弱者の調査というものは、これは事柄の性質上非常にむずかしい調査でございますして、先ほどから申し上げております調査も、昭和二十九年に公衆衛生局でやりました実態調査であります。収容を要しますかどうかという判断も、調査員が調べましたものの精神薄弱の程度と、それから家庭の環境というふうなものをあわせて考えまして、そうして収容を要するかどうかということを含めていった、こういった数字の集計でありますから、必ずしも非常に具体的に統一された基準ということがあるいは言い得ないかもしれないという点で、資料として

ては非常にこれは不十分なものだと思います。そこで今の四百万という数字は、小中学生の中の精神薄弱児の数字というものが出て参りましたから、大休そのパーセンテージ、五%かけたものが四百万になるわけです。そういう出し方でございます。六万三千幾らという数字が出ましたけれども、果して全部が収容できるかどうかということにつきましては、まだいろいろ疑問もございます。また将来の計画といたしましては、私どもは少くとも各県に一カ所ずつはこういう施設を作つていきたい。同時にまた民間におけるこういった施設につきましても、それに対して国からこれを助成するような方法も講じていきたい、こういうのがとりあえずのねらいでございます。

し、それから通園できる者については、御承知のように先年来精神薄弱児の通園施設というものを設けるようにいたして進捗をいたしておりますし、それから従来からありましたいわゆる都道府県立ないし私立等の精神薄弱児の施設、いわゆる収容施設がございしますが、これらをどういふふうな振り分けにしていくなか、数をどの程度に考えていくべきか、その辺のところは実態調査の結果を待ちまして十分検討して参りたいと思いますが、そういう将来の計画もさることながら、当面の問題としては、先ほどもお話があったように現在の収容施設等は非常に少うございますので、これらの級数増設についてはそれぞれ進めておるような次第でございます。

○高田(浩)政府委員 児童の関係を私から補足して申し上げたいと思います。先ほど社会局長からお答へ申しましたた精神薄弱児で保護を要する者が約三万と申しますのは、これは二十七年のいわゆる要保護児童調査の一応の結果でございます。この調査自体が、調査のやり方等についてもいろいろ問題がございますし、直ちにまさに正確な調査ということも言いかねるような事情もございますので、それはそれとして三十四年度におきまして、精神薄弱児の実態調査をいたすべく予算を計上いたしましたのでございます。その結果によりましてさらに精密な将来の計画を立てるに考えておりますが、計画を立てるにつきましては、御承知のように現在施設の体系としまして、一番重い者については、いわゆる知能指数二十五以下の者を取容するものとしては、国立の秋父学園を持つておるのでございます。

○中山委員　今の児童局長さんのお話に、テストの程度も十分ではないというお話がございましたが、この間私があるものを読んでおりましたときに、親の側から、何か紙を与えてまるを切らせたりあるいは三角を切らせたり、そういうことをすることによって自分の子供が精薄という刻印を押されたことについて非常な不満の状態を書いてあったものを私は読んだのでございますが、どういふふうに今まで御調査なさつていらつしやいますか。もしそれが今御答弁できますものならば聞かせていただきたいということが一つ。先ほどいわれる子供たちの家族計画とか、そういうことからこういふ精薄が生まれてくるようなお話があつたのでありますが、それはどういふことなのでございましょうか。昨年でしたか一昨年の二月でしたかに、私が精薄児童の親たちの会合に呼ばれて参りました。

したところが、私は実にお気の毒な父親に会ったのであります。その御家庭の名譽のために名前を言うことは差し控えますけれども、それはある官庁の高官のお方がそこへ御出席になりました、自分は三人子供がある、二人は非常に優秀な成績であるけれども、あとの一人が精薄児であつて非常に憐れでおるので、きょう特殊学級のこの精薄児の親たちの会合に出てきたのだというようなお話をなさいます、私はその親ごの心境を察しまして、非常にお気の毒に思つたのでございます。優秀な兄弟があるのに、どういうわけで一人だけがそういうふうなこになつたか、もしそういう面で見童局長さんには、あるいはこの問題は遺伝だとかそういう面もございましょうけれども、私も四人の男の子を持つておりますけれども、おのおの性格も違つておりますから、兄弟であつても違つた性格があるいは能力を持つて生まれてくるといふことはわかりますけれども、あまりにもこういう飛び離れた話を聞きますれば、どういうわけでそういう現象が現われてくるのか、受胎調節のいろいろな技術の欠陥からそういうことになるのでございましょうか。それからまたでんかんの子供がある家庭の話を聞きましたら、その人が非常に難産で、難産の結果その子がでんかん性になつたのではなからうかという話も聞いたのでございますが、そういう精薄の生まれてくる原因までも究明していかなければ、ただ生まれてきた子供たちに対する対策だけを立てておつてもこれはどうかと思ひます。アメリカでも原水爆の放射能の灰なんか落ちてきているので非常に危害が加わっている

といふような話も聞きますし、こういうものが胎児に影響を与えるのか、あるいはこういう緊迫した社会の情勢というものが子供を胎内に持つておりまする母親に対する精神的のいろいろな影響というものが加わるのか、あるいはまたその生活苦から胎児にそういういやなものが出てくるのか、その原因を究明していかなければ、どんどん今ふえてくるというお話でございましたが、ふえてくる子供たちに対して対策をしてもいいかかと思つたのでございますが、そういう原因というものが、もし児童局長さんにおわかりならば、お聞かせ願ひたいと思ひます。あるいは厚生大臣は今ほ厚生省関係においてなつておりますけれども、文部行政に非常に熱心でおいでになつたお方でございしますから、こういうことも御研究になつたことがおありになるか、聞かせていただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 私么精薄児になる原因といふものを詳しく知つてゐるわけではございませんけれども、その中にはやはり遺伝性のものであるのはなからうか、あるいは今御指摘になりましたような、受胎調節の過程においてそういうような者が生まれてくることもあるかと考えております。その点につきましては、専門の方々から御答弁を申し上げた方がよいと思ひます。ただ私が申し上げました先ほどの意味は、優生學的の意味において、ある程度受胎調節の必要があるということをお話し申し上げたのであります。

○中山委員 もう一点私のお尋ねいたしましたのは、学校で精薄のテスト——大臣は今ほ厚生大臣でいらつしやるし、またかつても政界にお出ましにな

る前にそういう関係にお勤めになったということも聞いておりますが、文部省関係ではテストをするについて、ちょっと紙切れを切らせたりそういうことをしたくらいで、あなたの子供は精薄だという刻印を押されるということに対して、非常な不満を持っている親がございますので、かつて文部行政においてはそういうことはどういふふうになすつていらつしやいましたか、あわせてちょっと先生の御体験から聞かせていただきたいと思います。

○坂田国務大臣　実はその点私はつまびらかにいたしておりませんけれども、精薄というふうに見る以上は、やはり知能指数等も一つの参考として、その他のいろいろの医学的な意味においてそれをきめたと思うわけでございまずけれども、この点になりますと詳細私も知っておりませんので、あるいは正確を欠くかと思ひますので、いすれ文部当局にお尋ねをいただきたいと思ひます。

○高田（進）政府委員　精神薄弱児の調査の点でございしますが、先ほどお話し申し上げました二十七年の調査は、児童委員をわずらわしまして直接子供にタッチするというよりも、いわゆる傍見と申しますか、それとかあるいは地域社会におけるいろいろな話を総合して調査を進める、そういうふうな非常にラフな素朴な調査をいたしております。今回やろうと考えておりますのは、学校等で就学の猶予、免除、そういう措置をとられている児童でございいます。とられるについて心理学者あるいは精神衛生の学者、それらの人たちにお願ひをして、調査の方法等を中央で十分検討いたしましたして、慎重にや

るようにたてまつる研究打ち合せをいたしつある状況でございます。いずれにいたしましても、調査すること自体及び調査の結果というものは、その子供のみならず、その家族全体あるいは養育にとりましても非常に重大な問題でございますので、先ほどお話のありましたような点につきましては、今後十分注意をして参りたいと思ひますし、同時にこれは文部省等において調査をなさる場合においても、そういう気持でやっていたらよく、関係の方々とも十分連絡をして注意し合つて参りたい、かように考えております。

それから精神薄弱児の生まれる原因の点でございますけれども、この点については學者によつていろいろ意見があるようでございます。しかし私どもの承知いたしております範囲におきましては、もちろんこれは一つ二つの原因というよりも、複合的な原因もあろうかと思ひますが、やはり一つはこれは遺伝的な原因に基づく場合も否定できないだろうと思ひますが、そのほかに受胎中における母体の障害あるいは特殊の疾病に基づく場合、それから出産時における物理的な障害に基づく場合、そういういろいろな場合が考えられるように承知いたしております。遺伝的原因に基づく場合においては、これは根本的に除去する以外に手が無いわけでございますが、今申し上げました後者の二点につきましては、いわゆる母子衛生、受胎中における母体の健康維持の問題、あるいはそのほか注意をするというような点、それから出産時に於ける障害の問題につきましても、産婦人科のお医者さんなり助産婦さんな

りにも十分御留意をいただき、あるいはその前にそういう事態が予見される場合においてはいろいろな準備措置をとるといふようなこともあろうと思ひますが、いずれにいたしましても母子衛生の施策を強化することによつて相当防げる点ができるのではないだらうか。そういう意味で母子衛生の充実——先般お骨折りをいただきました母子健康センターの問題もそれをねらつた一つの着眼点でございますが、母子衛生の施策の向上充実ということに十分に力を注いで参りたいと思ひます。

それから受胎調節の直接の結果によつて精神薄弱児が生まれる原因になるかどうかということについては、そういう疑いを持つということとは当然起り得る因果関係の状況だと思ひますけれども、しかし、これが現実には学問的にいかなる因果関係になつて、いかなる現象になつてゐるかという点については、学問的に確たる所見を私どもはまだ聞いていないのでございまして、これらの点については、これは学問上のことでございまして、直ちに受胎調節と結びつけて考えるという予見をもつて着手することはいかと思ひますけれども、注意は怠らないようにしていかなければならないと考えております。

れわれ女房族は、帰つてきたらまたそれ以上仕事があるから、非常な過勞によつて私どもは早く年をとるといふ話もしつちゅう聞かされるのでございしますから、そういう精神薄弱児は農村に多いのかあるいは都市に多いのか、その数を承わつておきたいということが一つ。

私もすぐ次の会合に行かなければならぬので、もう一つ何つておきたいところがございますが、去年でしかかおとしでしたか、私が香川県に遊説に出張させられましたときに、かつて精神薄弱児の施設に勤めておつた人にお目にかかつたのでございします。その人が切々として私に訴へましたことは、私はお見かけの通りこんなに丈夫で元氣です——これは自由民主党の婦人部長をしてゐる人でございしますが、こうして元氣に政治活動もやつておりますのに、定年制によつて私はやめさせられました。私はこういう精神薄弱児について非常な愛情を感じておつた。しかもこういう子供を取り扱うのには——普通の子供に対してすら相當な忍耐と氣根によつて指導していかなければならぬのに、まだ元氣であるのに定年制であるからということをやめさせられてしまひまして、そういう子供に対する愛情を感じ、また自分の元氣なものを感ぜながらやめておかなければならぬ。ほかの学校の先生というふうなものでしたら、そういう定年制も仕方がないことだらうと思ひます。しかし、こういう特殊な子供を預かる施設においては定年制ということよりも、むしろそれを預かる人がいかにこの事業に対して非常な愛情を持つか、そしてどれくらい熱意を持

持つてやつておるかということも少し考えに入れて、定年制だけにこだわらないようにやつていただかなければ、子供たちの十分な指導、善導ということがやられない。何にも言えなかつた子供も自分が導いてきたことによつてだぶん言えるようになった。私は、この仕事をやめさせられて、生活に困るわけではないけれども、子供たちに対する愛情で苦しんでおるといふ話を涙ながらに私は訴へられたのでございします。この二点について、いろいろと規則にどうせ縛られなければならぬのでございまして、そういう点も加味できるものかどうか。やはり今日その方に、いかに愛情を持つておる人でもやめさせてしまわなければならぬのかということをお参考にしていただきたいと思います。

○高田(浩)政府委員 都市における精神薄弱児の出現率といふ点における出現率と比較をした正確な数字をもつてお話しできないことは非常に残念でございますけれども、私も承知いたしておりますのは、たとえば海の中の封鎖された島でありますとか、あるいは山間のほかとの交通の割合に少い隔離された部落でありますとか、そういう所に割合に精神薄弱児の出現率が高いといふふうに聞いております。これはおそろしく血縁結婚あるいは近親結婚の所産といふふうな學者の人たちは見ておるものでございします。これは私もそのとおりと考へます。一がい都市と農村と比較することは非常にむずかしい問題だと思ひますけれども、ただ現実の問題として、いなかにおきましては、いわゆる母体についての保護と申しますか、そういった点、あるいは出

産前後におけるこれの取扱ひということについては、都市における場合よりも客観的な条件は決して有利な条件にはないといふことは言えるわけでございます。まして、先ほど私が申し上げましたように、出産時における障害でありますとか、あるいは妊娠時における病氣なしいし事故という点から考えれば、そういう事故が起り得る可能性は、やはりいふことが客観的な条件のそろつていないなかにおいての方がむしろ多いといふことは当然理論的にも推察をされるわけでございます。そういう点は考えられると思ひますが、なお今回行わんとしております調査の結果によつて、今お話しのような線に沿つた数字が出るか出ないか、これはやつてみなければわかりませんが、もし出たといふしすれば、また機会を改めてお答え申し上げたいと思ひます。

それから定年制云々の問題でございますが、御承知のようにたとえば精神薄弱児の施設について見て、これは私立のものもございしますし公立のものもございします。私立のものについてはおそろしくその施設々々のならわしといふものもあろうかと思ひますが、公け立つた定年制というものはないと考へております。ただ、県立でありますとか市町村立でありますとか、これらについては、その吏員の定年制を設けておるところについては、やはりそういう施設についてもこれを適用するかどうかという問題も起り得ると思ひます。しかし、いずれにいたしましても、机の上で事務をとるのと、実際に子供に接し、寝食を共にして世話をするので、それらについては十分違つた

考え方をとつていかなければならぬこととは言うまでもございません。多かれ少かれ私は公共団体においてもそういふ点は御配慮になつておると考えております。

〔委員長退席、八田委員長代理着席〕

いずれにいたしましても、今お話がありましたように、この精神薄弱児のお世話をすることとは非常に大へんな仕事で、単に事務的に事を処理するといふだけではもちろんいけないので、十分児童に対する愛情なり、あるいは指導をする技術なりというものの上に立つて行わなければならぬといふことは言うまでもございませんので、これらの点を十分制度上も尊重していかなければならぬといふふうに考えております。

○清井委員 ちよつと途中から関連質問がありました。各県に一カ所ずつ今後こういふ精神薄弱者を保護していかう施設を作りたいといふことでございます。御存じのごとく現在女子の精神薄弱者も相当おるわけなんです。現在の日本には女性の教護院といふものか、そういうふうなものはないか、もしくは一カ所でございますか、多分それくらいしかないのです。その点との関連はどういうことになつてゐるのか、それを先に答えていただきたいと思います。

○高田(清)政府委員 教護院は現在国立、府県立、私立合せて五十三カ所ございます。府県立のものにつきましては、これは男の子供も女の子供も、もちろん内部においては分けまされけれども、同じ施設に入れているところが大部分でございます。それから私立で女子の教護院というのが一カ所ござ

います。しかしこれはいずれもい

わば程度から申しますと、そう重い者を入れるわけには参りませんので、いわゆる程度の重い女子の不良児と申しますか、女児を収容するために国立の教護院を三十四年度において設置する、そういうふうになつておるのでございます。現実にはこの不良性を帯びました児童、これは男の場合も女の場合も含めまして精神薄弱を伴つてい

る者がやはりある程度でございます。これは結局精神薄弱の状態であるために、いろいろな社会的な特別な環境の中において不良性が加つてきたといふふうな考えられると思つて、そう

いふ意味では、これは精神薄弱児施設といふものの不徹底なためにい

と、これらの関連といふものを十分に考慮しなければならぬのですが、それ

についてもやはり乳幼児の精神薄弱的な施設、これは未熟児の時代から

いろいろな施設があるわけですが、未熟児といふのは、肉体的にも精神的に

もやはり弱

だと思つて、そういうときから

今までの十八才未満の施設、それから

今度のおとなの施設、こ

ういふものは

は、これは何か系統的に一貫したもの

な

に

で

節の問題、家族計画の問題についても予算が消化しきれないので、本年は千八百万も削られなければならない、こういう実態なんです。結局これはなぜなのかというと、そういう具体的な家族計画を、ほんとうに家族計画の精神に基づいて普及する人がいないのです。人がおつたらやれますよ。ところがその人がいないからという結果になってくる。これを公衆衛生局から児童局に移しても私は同じだと思う。児童局は末端の手足というもので、たよるところはどことかというところはないです。児童局はたよるところはないです。一休児童局はどこにたよるか、社会福祉事務所にたよるといったって、社会福祉事務所に御存じの通り児童福祉委員と児童福祉委員をほとんど兼ねています。こういうことになる、どうも私は、この精神薄弱というものは、やはり末端の人間の整備というものがまず第一に先行しなければならぬ、こう思うのです。一方生活保護の面を見ると、結核と精神病というものが非常に金を食う、こういう面が出てきておるわけですから、従ってそれを金食わせないようには、やはり軽いうちに、子供のうちに訓練をして、その精神薄弱の状態を脱却せしめる。そういう精神薄弱の者が都市に出てくれば、この複雑な都市の生活状態の中からも、いわゆる精神病として不良化してくる。薄弱が今度は不良に転化するということですから、そうしてそれは同時に、最終的には、こういう狂暴なやつは精神病だという認定で精神病院に入れなければならない、こういうことにもなり得るのです。あるいはそれが結婚

すれば、今度は質の悪い者同士の結果のために、また新しい精神病患者を拡大再生産をしていくことになる。何かそこあたりの末端の機構の問題というのについて、一体厚生省はそういう工合に考えてこういう施策をして、のしていくかということ。土台がはつきりしないところに、上だけいろいろ施設を作っても、これは動かさない。その証拠は、婦人相談所が閉古鳥が鳴いているということ。この前こで指摘しました。ことしはたぶん婦人相談所も予算を削られているんじゃないかと思いますが、そうだとするならば、ああいうところに余っている人間というものをむしろ余っている人間に回して活躍をさせていただく。婦人相談所の人、みんな人間を取り扱っているのだから心理学の経験がありまします。そういう点では何か厚生省の施策というものは一貫したものを欠いておるし、それから上告がしつかりしてないのです。だからその土台としては、福祉事務所なり児童相談所というよりなところを強化しなければ、これは予算をつけてもらっても末端で消化されない。消化しきれないというか、いわゆる血となし肉となすことができないという意味なんです。そしてせっかく局長さんの努力で予算がついて施設ができるが、さて施設は閉古鳥が鳴く。できたあとには一、二年すると閉古鳥が鳴くという、こういう流行病みたいな形で、一、二年すると忘れられるということでは困ると思うのです。そういう点について一体あなた方は、今私が指摘したような家族計画の問題にしても婦人相談の問題にしても、あるいは今作ろうとしておるこ

いう十八才以上の精神薄弱者の施設の問題にしても、どういう観念で、どういふ計画とどういふ人的要素をそろえてこれを拡大強化していけるのかということ。同時にそれは生活保護における精神病の医療費というのにつなげてくる。それを減らす一つの政にもなると思う。そういう点、行政というものが計画的に、総合的にどういふ工合に立てられていくかを御答弁願いたいと思うのです。

○安田(慶)政府委員 今、厚生省のいろいろ施策がとられました場合に、それを末端で実施をいたす場合の実施機関の体制が不十分である、その不十分であるということをおいておいていろいろな施策をやりましても、やはりこれは実効をあげ得ないのではないか、こういうような趣旨の御質問と承わったのであります。お話のように、現在厚生省関係でも、今おあげになりました保健所でありましか福祉事務所でありましか、あるいは児童相談所であるとか婦人相談所というものがたくさんあるわけがございます。婦人相談所につきましても私所管でございますので、この機会にちょっと申し上げておきますけれども、これは予算は別に落ちておらないのでございまして、むしろ昨年より人件費その他につきましては充実をいたしております。同時にまた最近の成績も、必ずしも御指摘のようなものではないということだけここで申し上げさせていただきますのでござい

ます。それで、そういう機関が、その多くが交付税、交付金でまかなわれておるといふことが一つございまして、それから、たとえば婦人相談所にいたしましても保健所にいたしましても、これは補助金でございます。そこで国でいろいろ予算をとりましても、第一線機関でその趣旨に沿って充実をするかどうかというように、たとえば福祉事務所がいろいろございまして、これも、これはかかって自治団体がそれに對して協力するかどうかということになります。問題は、やはり私の方でいろいろやきまいたしなすけれども、自治団体がそういう問題なり機関について十分認識を持ってくれまして、そうしてこれはほかの方の施策と比べまして、必ず優先させなければならぬというところまでいかないと、実現できないような今の仕組みに地方自治の制度がなっておるわけでありまして、それと私どもももちろんそういう点と同等な心配をいたしておりますけれども、これはなかなか百年河清を待つようなものでございまして、同時に今度のような精神の問題が非常にこれは緊急な問題になっておりますので、機構の方も充実をしながら、同時にまたそういう必要の対策もとっていくという形で並行して参りたいと思っております。またそういうような姿が行われますことによりまして、自治団体等もそういうものの必要性を認識してくれまして、それに必要ないわけの福祉事務所とかあるいは児童相談所でありましか、そういうものをまた充実していく契機にもなるのではないかと、こういうふうに思っております。御指摘のよう

に不十分な点は十分承知しておりますが、そういう点を並行して今後考えたいと思っております。

○滝井委員 なるほど婦人相談所の相談員の予算等はふえておりますが、婦人保護費全体としては千九百三十万円の減少になっておる。実は今ちょっと私これを見て言つたわけですが、今も局長さんみずから認められたように、交付税でまかなわれておるし、それから補助金でまかなう、その補助金に見合ふ自治体の持ち分の予算がつけない限りはなかなかうまくいかぬわけ。ところが自治体が結局それをつけないというところは、こういうものに対する政府自体の施策の浸透が末端の自治体に行っていないことを示すのです。だからそれは言葉をかえて言えば中央政治の貧困です。それだけの協力態勢を自治体がとらないということなんです。これは民族の運命にかかわるような重要な問題でありながら、それに国が金をつぎ込んで自治体がつぎ込まない、こういう姿はやはり中央政治の貧困でもあるし、それに対する厚生省自身の努力が足らぬというところにもなり得るのです。

実はさいげん精神薄弱児の調査方法についてもいろいろ問題がございまして、調査は要保護児童しかやっていないわけですね。そうしますと、今大体末端ではこういう不良化の防止とか児童の対策とかいうようなものを一体どうが主導権をとってやっておるかと思つて、警察と社会教育団体です。われわれも昔よくこういうものに出ましたが、警察と社会教育団体、そしてそれに一枚加わってくるのが社会福祉協議会であり、同時に学校の先生方がこれに加わってくる。そうするとイニシアチブはどこがとるかという警察とか社会教育団体です。決してこの福祉

事務所がそういうもののイニシアチブをとってやらないといふこと。だから今度は地方自治体にしてみれば、警察の外郭団体である防犯協会といふようなものを各戸から十円とか二十円という金を集めて作って、それがやってみよう。同時に社会教育は公民館その他が、今度社会教育法が強化されてこいうところにも自治体から金が出ていきますと、ますます主導権をとる。ところが福祉事務所や何かはどうなっておるかという、これはお客さんです。来ておつても非常につましやかな発言しかしておられない。私の知っておる限りでは主導権を握っておられない。ところが一体警察とか社会教育——社会教育にはある程度心理学をやった公民館の主事等もおるかもしれないが、何といつても心理学その他をやっているのは、そしてそういう精神薄弱な不良化のケースを扱うのは福祉事務所の主事です。主事にはそれだけの主導権を握る人材が現実にはない。厚生行政の上からいへば、少くとも精神薄弱の問題とか不良化の問題あるいは婦人保護の問題について、地方自治体の中におけるそういう民間との協議体を作る場合には、主導権を握り得るだけの人材の配置が必要です。そのためにはやはりある程度予算をつけてやるし、自治体にもその方向に向くだけの協力態勢をとらせなければならぬと思う。それが今ないのです。私はこの前から、社会事業関係の予算が出るたびごとにこいうことをここで言っておりますが、七割以上からふえないですね。私三、四年前にもずいぶんやったことがあるし、この前社会福祉事業法改正をして二十万以上の都市

にも福祉事務所を二カ所くらい置くことができないといふときにもやったのです。いわゆるアフター・ケア等も社会福祉事業の中に加えるといふようなこともやったのですが、どうもそういう点に対するて入れがない。だから施設はできるけれども、今度は施設と末端の大家とのつながりがないために生きてこない。こいう点、坂田さん、やはりもう少しして入れをする必要があると思うのです。今社会局長さんがお認めになった通りなのです。自治体があるに立つて協力をしなければ、幾らりっぱな施設ができてそれらはそれつきりです。そして御存じの通りこれらの精神病を収容する施設は、作業する場所も必要でしょう。作業療法も必要です。そうすればそこに農園とか花卉園芸といふこともやらなければならぬといふ点もありません。そうなるのできた品物の販売、はけ口も見つけなければならぬ。それにはどうしても地方自治体の協力なくしては、こいうことは絶対にできないのです。ところが自治体はそういうものを出せば金がかかる、大してもうけはないのだ、選挙のスローガンにはするけれども、選挙が終わったらそれつきりだといふことではどうも困ると思うのです。こいう点に対する坂田厚生大臣の今後の腹の入れ方がどういふ具合になされていくのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○坂田厚生大臣 いろいろ伺つておられます、まことに同様な点もあるわけでございます。やはりこれらの施設が末端におけるその地区としては総合的な、そして厚生省としては一貫した一つの行政というものをやっていかねければ意味はないと私は思うのでございます。ただいま局長から答弁いただきましたように、一面において補助金や地方交付税の対象になっておるために予算を使うこともできないといふような御指摘でございますが、これもまた一面にはこちらの指導等が十分でないために、地方庁におきましてはこれらに對して熱意がない、あるいは御協力を得られないといふようなこともあるかと思つておられます。まず私たちが厚生省といたしましては、ある程度計画的に、そして各局の考へておりますことを総合的に取り上げて、それを末端に及ぼしていかなければならぬのではないかとこいうふうに思つておられます。これら点については単に福祉事務所なり児童相談所等のみならず、同時にその地区にございます社会事業団体あるいはまた住民その他の御協力を得ることなくしてはやっていけないわけなのでございます。こいう観点から実は本年度、これは初めての予算でございますけれども、地区組織の育成強化の費用といたしまして二千八百万円を新たに計上いたしましたわけでございます。これなども実はこいう厚生省の末端組織における総合的な、そしてまた各種団体あるいは住民その他の御協力のもとにおいて円滑、円滑な厚生省の行政というものが浸透していく、またそれに対して御協力を願つていふ意味合いから、こいうな予算措置をとつたやうなわけでございます。今後十分気をつけまして、計画的、総合的な施策を考へて参りたい。そのためには当面問題になつております精神児童あるいは精神の乳幼児あるいは成人の精神者の実態がどうい

うものであるかといふことをきわめませんことには対策も立てられないのではないかと。それを単に児童局あるいは社会局だけでなくて総合的な観点から取り上げていく、しかもその施策に基いて各地方団体においてどういふふう具体的に取上げていくかといふことが私たちに課せられた大きな任務だと考へておるわけでございます。その辺は滝井委員等の御指摘の点も十分参考にいたしまして、今後努力を重ねて参りたいといふふうに考へておる次第でございます。

○滝井委員 今年精神薄弱者の大人数の施設を二カ所作るわけですね。各県に作るということになると、一年に二カ所ずつ作つておつても二十年かかるのです。これは一体何年計画で三府四十三県に作つてしまふのですか。それだけ御答弁願ひます。

○安田(應)政府委員 私ども当初の計画でございます、大体五カ年計画でございまして、予算が御承知のように二カ所に査定されましたので、これは定員が百名でございますので、あるいは七十名くらいにして、三カ所に伸ばして使えろのじやないかといふことを私も考へております。またこいうことが出て参りますと、民間等にも刺激を与えまして、こいうものが出てくるかもしれません。私もまた来年二カ所の予算を要求するつもりはございません。やはり相当のそつた計画に基いたた数を要求いたしましたと思つております。

○滝井委員 大臣に最後に申し上げます。今局長が言われた通り、五カ年計画でお作りになるというおつもりだった

たら二カ所に削られた、従つて、おそらく十カ所くらいは作るつもりだったろうと思つたのです。こいうことを大臣お含みになつて、もう八月になれば来年度予算の折衝にもなりますから、やはりこいう点はある程度計画を立てて、きちんと早目にやらぬと、二十年もかかつて作ると、三カ所ずつ作つても十四、五年はかかるから、十四、五年では精神病患者が二倍にも三倍にもふえて、どうにもならぬことになりまうから、その点一つぜひ五カ年計画でやるように、百人を七十人に縮めてもかまいませんが、やはり何かセンターを作つて、精神病の重大性を国民に知らして、そして推進するようにぜひやつていただきたいと思つたのです。

○坂田厚生大臣 私も最小限度五カ年間で、もう少し早くやりたいと思つて、ここの国会が終りましたならば、さつそく来年度予算の編成の作業に取りかかりたいといふふうに考へておる次第であります。

○八田委員 長代理 これにて質疑は終局いたしました。

次に本案を討論に付するのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と稱ふ者あり

○八田委員 長代理 御異議なしと認め社会福祉事業法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○八田委員 長代理 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八田委員長代理 御異議なしと認めます。そのように決しました。

午後一時半まで休憩いたしました。

午後零時三十四分休憩

午後二時四十七分開議

○園田委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、五島虎雄君より、へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律案の起草に関する提案がなされておりますので、五島君に発言を許します。五島虎雄君。

へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

へい獸処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四條に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、次の各号に掲げる動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、当該動物の種類ごとに、

その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。第九條第二項から第七項までを次のように改める。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。

3 第一項の区域が新たに指定された場合において、その指定に係る区域内において指定の際現に同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、その指定の日から起算して二箇月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。

4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、動物の種類及び数、施設の構造設備の概要その他必要な事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第一項の許可を受けたものとみなす。

5 第五條から第七條までの規定は、第一項に規定する区域内において同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第六條の二（第四條の規定に基づく政令で定める基準）とあるのは「第九條第二項の規定に基づく政令で定める基準」と、第七條第一項中「第

三條の許可」とあるのは「第九條第一項の許可」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。

第十條第二号中「前條第六項」を「前條第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前條第一項の規定に違反した者

第十一條第二号中「第九條第六項」を「第九條第五項」に改め、同条第三号を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際、現に改正前のへい獸処理場等に関する法律第九條第一項又は第二項の規定による届出をして同条第一項各号に掲げる動物を飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、改正後のへい獸処理場等に関する法律（以下「新法」という。）第九條第一項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。

3 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、その旨を当該施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、新法第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

環境衛生の見地から、動物を飼養し、又は収容するための施設の設置に係る届出制を許可制に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○五島虎雄君 へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律案の起草につきまして、私が代表して動議を提出したいと思ひます。

お手元に配付いたしました通りの起草原案を作成いたしましたので、まず起草原案について御説明申し上げます。

畜舎等の取締りにつきましては、明治六年太政官布告で、人家稠密の地で養豚を行なつてはならないという規定があり、各都道府県におきましては、それぞれ都道府県規則を制定し、牛豚等の畜舎について人家稠密な地域におきましては、許可制かまたは届出制を採用し、特定地域におきましては、畜舎の設置を禁止しているところもあるなど、主として衛生警察の観点から取締りが行われてきたものであります。

戦後になりまして都道府県の規則は、昭和二十二年日本国憲法施行の際に効力を有する命令の規定の効力等にかかわるものとして昭和二十三年第二国会で、へい獸処理場等に関する法律の制定を見たのであります。

この法律の中で、都市における畜舎（牛、馬、綿羊、ヤギ及び豚）に対する衛生措置が畜舎の管理者に対して義務づけられ、環境衛生監視員が畜舎の衛生保持についての監視指導することとなりました。その後、家畜家畜の飼育増加に伴い、都会地並びに人家密集地域及びその周辺において畜舎の設置が増加してきたのであります。畜舎の構造設備につきましては規定が全く欠け、非衛生な場合、単に取扱い方法の改善だけを指示するにとどまり、適切な指導が行いたない状況にありまして、昭和三十一年六月六日法律を改正して、畜舎の構造設備の基準を設定するとともに、届出制度とし、なお大、鶏、アヒルも一定数以上を飼養するものについても法の適用を受けることとしたのであります。

従来市及び人口五千人以上の市街の町村（旧警察法におきまして自治体警察を設置する市町村すべて）が適用地域でありましたのを相当縮小し、特別清掃地域のうちからさらに一定の基準に従つて知事がその地域を指定するということになり、また畜舎については従来その衛生措置だけを規制しておりましたのを、新たに衛生措置を満たすため必要な最低の構造設備基準をも加えたのであります。

この法律改正による畜舎に関する部分の要点は次のようなものであります。

1 一定の種類及び頭数の動物を清掃法第四條に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い、都道府県知事が指定する区域内で飼養または収容したときは都道府県知事に届け出ること。

2 畜舎の構造設備は政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合したものであること。

3 (1)及び(2)に違反した場合、使用の制限もしくは禁止を命ずることができるとした。

○田田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○田田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○田田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○田田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○田田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○田田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

り趣旨の説明を聴取いたします。五島虎雄君。

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

である労働組合、その他営利を目的としない法人が行う職業訓練については何らの規定がなく、その必要と重要性にかんがみ、その際自共同修正をもつてその行う職業訓練についてこれを公共職業訓練とみなすこととし、その旨を、法第十二条に明記したのであります。しかしながら、それらの職業訓練に対する国の経費負担等については全く考慮されなかつたため、今日の種職業訓練の推進が阻害される結果を招来しつつあるのであります。周知のごとく現行法第三十四条は経費の負担等について、公共職業訓練については経費負担を、また認定を受けた事業内訓練については補助金を支給する旨を規定し、すでに相当額のものが支給されております。しかるにさきの市町村等の行う職業訓練については、これを公共職業訓練とみなすこととしながら、その経費の負担等については全く考慮されなかつたというわけで、不公平な取扱が行われていたものであります。公共職業訓練や事業内職業訓練については経費負担を行いが、市町村等の行う職業訓練については負担も補助も行わないという理由は全く見当らないのであります。特に市町村等による職業訓練は技能者養成規定当時から、関係団体の間で非常に熱心に取り上げられ、その果たした役割と影響はきわめて顕著なものであり、今後ともその必要と重要性はますます増大するばかりであります。この意味から政府としてはこれら市町村等の行う職業訓練に対し積極的な援助を強力に進めるべきであると考えるのであります。そこでこの際、市町村、労働組合等職業訓練法第十二条第一項に規定する法人の行う職業訓練についても補助を行ふこととし、法第三十四条第二項中、市町村等の行う職業訓練を加えることにいたしました。

以上がこの改正案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○田田委員長 以上で説明は終了いたしました。なお、本案についての質疑は後日に譲ることにいたします。

午後二時五十七分休憩

午後三時九分開議

○田田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑に入ります。五島虎雄君。

○五島委員 大臣が来ておられませんが、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案について若干の質問をして、厚生省の考え方をここに明らかにしておきたいと思ひます。

まず第一点は、生協の共済事業に関する異常、危険の準備積立金制度が生協法で明記されることとなりまして、これに伴つてこの準備積立金に対する非課税措置が他の協同組合法による共済事業と同様に認められる、こういう趣旨の改正は生協育成の意味から歓迎すべきであると考えられるわけでありま

す。しかし同じ政府から今回提案されたところの小売商業特別措置法案では、生協活動を大幅に規制しようとする内容が提案されました。そうして規制されたわけですから、それは通産行政のみに力点を置いたものの考え方である

と私は思つております。この法案は商工委員会で大いに修正を受けて、この衆議院の通過を見たのですけれども、修正されたとは言ひながら、現行の生協法よりは取締りが強化されております。厚生省と通産省の共管の問題について非常に今後通産行政の面から生活協同組合の活動そのものが取り締られるということになります。こういう点について厚生省社会局長と大臣の見解を聞きたいと思ひましたけれども、大臣がおられませんでしたので、社会局長のはつきりした考え方を聞いておきたいと思ひます。

質問の要点を要約すれば、今後の生活協同組合の活動について厚生省は厚生省なりにどういうふうに育成強化していくか、これを制限していくか、ということについては大きな疑問がある。私たちはやはり国民の生活を保持していかなければならない立場から、法の示す通りに国民生活の安定と向上ということを拡大強化していかねばならぬ、これを拡大強化していかねばならないと思ひますけれども、その点について社会局長はどういうふうに考えられ、今後どういうふうに対処していかれる気持があるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○安田(蔵)政府委員 消費生活協同組合の今後の発展の問題と、今回同じ衆議院の商工委員会が決定になりました小売商業特別措置法の改正点との関係が御質問の第一点かと思ひますけれども、今度の小売商業特別措置法におきましては小売商業を保護しようという立場から立案をされているわけですから、消費生活協同組合が大多数の国民の、庶民の生活の合理化という点について貢献をしておるといふ問題

と私は思つております。この法案は商工委員会で大いに修正を受けて、この衆議院の通過を見たのですけれども、修正されたとは言ひながら、現行の生協法よりは取締りが強化されております。厚生省と通産省の共管の問題について非常に今後通産行政の面から生活協同組合の活動そのものが取り締られるということになります。こういう点について厚生省社会局長と大臣の見解を聞きたいと思ひましたけれども、大臣がおられませんでしたので、社会局長のはつきりした考え方を聞いておきたいと思ひます。

質問の要点を要約すれば、今後の生活協同組合の活動について厚生省は厚生省なりにどういうふうに育成強化していくか、これを制限していくか、ということについては大きな疑問がある。私たちはやはり国民の生活を保持していかなければならない立場から、法の示す通りに国民生活の安定と向上ということを拡大強化していかねばならぬ、これを拡大強化していかねばならないと思ひますけれども、その点について社会局長はどういうふうに考えられ、今後どういうふうに対処していかれる気持があるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○安田(蔵)政府委員 消費生活協同組合の今後の発展の問題と、今回同じ衆議院の商工委員会が決定になりました小売商業特別措置法の改正点との関係が御質問の第一点かと思ひますけれども、今度の小売商業特別措置法におきましては小売商業を保護しようという立場から立案をされているわけですから、消費生活協同組合が大多数の国民の、庶民の生活の合理化という点について貢献をしておるといふ問題

と私は思つております。この法案は商工委員会で大いに修正を受けて、この衆議院の通過を見たのですけれども、修正されたとは言ひながら、現行の生協法よりは取締りが強化されております。厚生省と通産省の共管の問題について非常に今後通産行政の面から生活協同組合の活動そのものが取り締られるということになります。こういう点について厚生省社会局長と大臣の見解を聞きたいと思ひましたけれども、大臣がおられませんでしたので、社会局長のはつきりした考え方を聞いておきたいと思ひます。

質問の要点を要約すれば、今後の生活協同組合の活動について厚生省は厚生省なりにどういうふうに育成強化していくか、これを制限していくか、ということについては大きな疑問がある。私たちはやはり国民の生活を保持していかなければならない立場から、法の示す通りに国民生活の安定と向上ということを拡大強化していかねばならぬ、これを拡大強化していかねばならないと思ひますけれども、その点について社会局長はどういうふうに考えられ、今後どういうふうに対処していかれる気持があるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○安田(蔵)政府委員 消費生活協同組合の今後の発展の問題と、今回同じ衆議院の商工委員会が決定になりました小売商業特別措置法の改正点との関係が御質問の第一点かと思ひますけれども、今度の小売商業特別措置法におきましては小売商業を保護しようという立場から立案をされているわけですから、消費生活協同組合が大多数の国民の、庶民の生活の合理化という点について貢献をしておるといふ問題

と私は思つております。この法案は商工委員会で大いに修正を受けて、この衆議院の通過を見たのですけれども、修正されたとは言ひながら、現行の生協法よりは取締りが強化されております。厚生省と通産省の共管の問題について非常に今後通産行政の面から生活協同組合の活動そのものが取り締られるということになります。こういう点について厚生省社会局長と大臣の見解を聞きたいと思ひましたけれども、大臣がおられませんでしたので、社会局長のはつきりした考え方を聞いておきたいと思ひます。

質問の要点を要約すれば、今後の生活協同組合の活動について厚生省は厚生省なりにどういうふうに育成強化していくか、これを制限していくか、ということについては大きな疑問がある。私たちはやはり国民の生活を保持していかなければならない立場から、法の示す通りに国民生活の安定と向上ということを拡大強化していかねばならぬ、これを拡大強化していかねばならないと思ひますけれども、その点について社会局長はどういうふうに考えられ、今後どういうふうに対処していかれる気持があるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

とは実は別問題かと思ふのでありま
す。ただふつかつて参りましたのは消
費生活協同組合の員外利用の問題で
ございますが、これは消費生活協同組
合にも御承知のように禁止の規定が
ありまして、従来からも厚生省とい
ましてはそれについて許可を得る場
合の準則を地方長官に通達をいたし
ておるわけでありまして、これでも
大体足るかというふうにも思ふので
ございまして、今回の措置は小
売商の保護というふうな、またそれ
と同じような意味のことを規定され
た、こういうふうなことを考へて
います。従つて私もしましては、消
費生活協同組合の今後の発展につ
きましては従来通り努力をして参
りたいと思つております。

○五島委員 今後の生活協同組合の
発展のためには従来通りやりたい、と
ころが小売商業特別措置法が小売
商業調整特別措置法という名に
変わつたわけでありまして、これ
によつて生活協同組合の員外利用
が非常に規制されてくるような
印象を受け、そうして私
たちは生活協同組合の将来の活動
に非常に影響を持っておるわけ
です。ところが、生活協同組合の員
外利用というものは無制限に許す
べきではないと思ふ。生活協同組
合が組合だから、だから売れたら
いいのだというところで中一般の
人たちが競争をして、これにでも
無制限に売るといふことは私
はいけません。しかし生活協
同組合法第一条の目的にも示して
いるように、国民の生活の安定と
生活文化の向上のための自発的
な組織であるといふ点から、自己
発展すなわち生活協同組合自体の
発展、すなわち組合の発展のため
には組合加入者のための予備
的利用といふものがない限りにお
いて自己発展といふものはどう
も出来ないかと思ふ。これは社会
局長も生活課長も、私たちがよ
うに御承知だと思ふ。すなわち
予備的利用、ウエイティング・メ
ンバーといふような意味で、ある
程度利用は当然認められてしか
るべきだと考へるわけですが、こ
の員外利用のことについてどうい
うふうに考へておられるか、この
点について答へておられませんか
、一つお尋ねしておきたいと思
います。

○安田(農)政府委員 生活協同組合の員外利用の問題は、これは生活協同法の本来の建前から申しまして避けるべき問題であることは申すまでもないところでござい
ます。また一方におきまして小売商の方の保護の立場から申すに、この二つの取捨を非常に強く要望されておる向きがあることは御承知の通りであると思ふ。それから大へんむづかしい御質問でございまして、けれども、現在の農業協同組合法、漁業協同組合法、それから中小企業協同組合法にも員外利用は原則として認めないという規定があるわけではござい
ます。ところが今申し上げましたような法律には、組合員外の者がその協同組合を利用した場合は、利用の量が五分の一をこえない範囲において員外利用を認めてあるわけでありまして、これは人数でなくて事業の分量に一つの制限を置いておられるのは、やはり組合員に準仕しようという建前から考へておるんじゃないかと私も考へておるわけでありまして、これが農業協同組合

にあつて消費生活協同組合にないといふ理由につきましても、いろいろあると思ふ。それから昭和二十九年にはやはり今お話になりましたウエイティング・メンバー・システムといふものを六カ月を限つて認めておつたやうないきさつもあつたわけでありまして、これは非常に複雑な問題で、税法上の恩恵等との関係がございまして、従来も多少ごたごたした問題でございまして、それが、そういう点もございまして、今お示しのようなことにつきましては今後よく研究してみたい、こういうふうにも私も考へております。

○五島委員 今後研究するといふやうなことになる、従来の取扱ひと異なるかもしないといふやうな杞憂を持つわけですが、

次に、小売商業調整特別措置法の附則による生活協同法の改正によれば、第十二条の第四項は、当該行政庁は、員外利用の許可申請があつた場合、員外者に物品の供給事業を利用させることによつて中小小売商業の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあるとき、その利益を著しく害するおそれがあるとき、員外利用の許可をしないといふやうな規定になつておるわけですが、その利益を著しく害するおそれがあるとき、といふ認定の基準が非常にむづかしいんじゃないかと思ふわけですが、この認定の基準は、どういふものであるかといふやうな疑問がございまして、もうすでに通過した法律案であつても、私たちが私たちに、厚生行政の立場からすれば非常に疑問がわくわけですが、そこで、さいせん局長が言われましたやうに、農協法や水産協同組合法です

か、農林漁業協同組合法ですか、あるいは中小企業協同組合法等の協同組合法では、一事業年度における事業の量のうち、員外利用が五分の一は認められるといふやうなことになるわけですが、それがこの生活協同組合法だといふことは、生活協同組合をだんだん制限するかのやうな疑惑を持つわけですが、しかし、本法の第一条の目的を国民生活の安定と福利の増進といふことに置く限りにおいて、生活協同組合を推進強化していくという上においては、この員外利用といふものをある程度認めておかなければ、自己発展していかなくて、自己逼迫になつてしまふと思ふ。それで、今後研究する局長は言われるわけですが、その点については、大体農協法や水産協同組合法やあるいは中小企業協同組合法等にうたわれている程度のものが常識であると解釈していかうかといふやうな点について明らかにしてもらいたい。その点は非常にむづかしいですが、できるだけ明らかに、私が納得いくやうに説明しておいてもらいたいと思ふ。

○安田(農)政府委員 員外利用の規定と農協法のように二割まで認めるやうに直すかどうかという御質問でござい
ます。これは非常にむづかしい問題でございまして、実は生活協同法ができた当時から員外利用の規定は消費生活協同組合にはなかつたのであります。その後この問題についていろいろ研究いたしましたけれども、御承知のやうにむづかしい問題がいろいろございまして、にわかに決定をいたしがたいやう

な事情があるわけでありまして。私がこ
こで御返事申し上げましたからとい
つて必ずしもそうなるというわけでは
ありませんが、そういう意味で十分研究
してみたいというわけでありまして、な
お、小売商業調整特別措置法の条文の著
しく利益を害するおそれがあるときとい
うことでありますが、これは議員の御
修正でいろいろに直つておるやう
に聞いておりますので、私もそれ
を聞いておるやうな御意見を承つて参
考にいたしたいと思ふ。それを
もとにしましてどういふ方針でやるか
と仰せられますれば、これはやはり一
律にはいかなのでありまして、具
体的な場合に一つずつ判断していく
ことになつてはどうか、こういう
ふうに思つております。

○五島委員 員外規制は決定されてい
ないから今後研究をしていきたい、な
るほどさうだろつと思ふ。そうして研
究して生活協同組合を育成強化する考
え方を局長の方ではよく盛り込んで
きたい。従つて、社会の常識上従来
あつたことはまあまあそれなりに生
協の発展のために努力していかたい
と思ふ。私はその問題を明かにした
いのですけれども、そういうやうな方
向に進めていかれんことを希望いた
しまして、次の質問に移りたいと思
います。

第三点に、現在政府の政策によりま
して、私鉄やバスの運賃あるいは電
気、ガス、NHKの聴取料、公営住宅
の家賃など公益的な性格を持つ事業
の料金値上げが行われたいといふは
行われようとしております。それに
伴ひまして、他の物価も全般的に上
昇しつ

つあるのであります。これに対応して、国民が適正な価格で物を求めるために生活協同組合を活用しようとするのは、今後の成り行きとして当然ではなからうかと思われけす。国民生活を守るために、政府、ことに厚生省としては、積極的に援助すべきであると思ひます。この援助をするといふことは、せいぜん局長は明らかにされましたが、生活協同組合に対する貸付資金の問題があるわけす。育成強化しようと思はれる意見があるにもかかわらず、大蔵省が削るのかだれが削るのかわからぬけれども、年々この貸付金が減つてきてゐる。昨年は九百万円でしたが、今年の予算では八百万円ということす。全国的生活協同組合の貸付をしてくれといふ額がだんだん上つてきて、昨年は九百万円に對して千九百六十万円ばかりの希望であつた、半分にも足りない。ところが今年は八百万円、百万円削られたわけす。こういうことでは生活活動の円滑化を期することはできない。都道府県の要求は今後も急増していくだらうと思ひます。予算でこの貸付金をできるだけ多くつて生活協同組合の円滑な運営のために配慮することがいいんじゃないか、そのために努力をしてもらいたいと思ひわけす。今年は百万円削られて八百万円になつてしまつたけれども、今後は、冒頭に局長が言われまして、たように、生活協同組合活動の発展と運営の円滑化のために努力していきたいといふようなことを、言われた言葉をこころいふところに明らかにして、いっでももらいたいと思ひますが、この点に對するところの見解を求めます。

○安田(總)政府委員 生活協同組合に對する貸付金でございますが、御承知

のうちにこれは二十八年から予算に計上されました。そのときはたしか二千万円、年々減つて参つたのであります。この減つて参ります理由の一つは、最近府県からの要求がだんだん減つてきたといふ事情があつたわけでございます。これは何も生活協同組合がそういうものを必要としないといふのじゃないのでありますけれども、けさほどは滝井委員からお話がございます。したように、国で半分を持ちまして、やはり府県が半分持たなければならぬ。そうすると府県当局がこういふ仕事についてどの程度の熱意を持つておるかといふことが、今度予算化されるかされないかといふ問題になつてくるわけす。そこで最近数年におきましては、府県の予算化といふことがはかどらなかつたわけでございます。で、年々大蔵省に返してしまつたといふふうな状態が続きました。そこで大蔵省で査定を受けまして、私どももいたしましては、どうもしょうがないといふことで、残念ながらこれはお返しをするよりしょうがないといふような状態が続いたわけでございます。最近、ことにことしから今御指摘のように相当ふえて参りました。そういうようなこともございまして、明年度以降におきましては、そういう点については、もつと努力いたしたい、こういうふう

に思ひます。

○五島委員 それでは滝井さんその他の質問もあると思ひますし、あまり長くなりませんので、これをもつて終ります。ですから、私の質問は員外利用の問題を明らかにするといふこと、それから今度の貸付金の問題を今後よく考慮していくといふこと、そういうようなことが完全に明らかにはなりませんでしたが、言外に含まれる局長の言葉を期待して、私これで終らうと思ひます。ですから、この改正法律案である政府原案についてはさしあたり質問はございませぬから、これをもつて終ります。

○園田委員長 厚生関係の基本施策に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。八木一男君。

○八木(一男)委員 医療保障の問題の特に社会保険の問題について伺いたいと思ひます。

社会保険で昔から、厚生大臣が御就任になる前から、一部負担といふものは非常にいけない、本人負担といふものは、そういう医療保障の本来の目的を阻害するものであるといふふうな意見は、私どもも持ち、それが一般的な意見になつてゐるわけでございますが、それについての厚生大臣の基本的な考えを伺いたいと思ひます。

○坂田国務大臣 お答えをいたします。実はこの問題は、過日の八木委員の非常に熱心な御質問に私お答えを申し上げたわけでございます。前々この社会保険が赤字であつて、それが黒字に転じたならばもう一部負担はやめたいではないか、あるいはやめるべきじゃないか、やめるのが当然である、大抵厚生省の人たちなり何なりは、そういうわずかな金だからこれは取つてもいいといふように思つておるかもしれないけれども、しかしそれを取られる身になつてみるならば、このわずかな百円といふものが非常に痛いわけであつて、病氣になつて医療保障を受けようと思つておつて

も、そのために医療が受けられない、そういうことであつては結局医療保障というものの意味はなくなるじゃないか、ことに保険財政もよくなつておる今日であるから、直ちに即刻やめたらどうか、こういう御質問だつたと記憶をいたしております。その後私もいろいろ考へておりますし、また当局の方でも検討いたしておりますが、実はあのときに答弁をいたしました以上に出ないことを非常に残念に思ひわけでございますけれども、しかしながらこの問題はやはり相当広範な、その場できめるとおっしゃいまして、その場では参らないわけでございます。意のあるところは私は十分伺ひましたし、私も研究もいたしまして、自分が納得をいたしますならば、御趣旨に沿うようなことにもなるかと思ひますけれども、ただいまのところは、まだそれをやめるかあるいはこのままでいくかという結論に実は達しておらないといふのが偽らざる実情であること御了承いただきたいと思ひわけでございます。

○八木(一男)委員 この前も申し上げましたので、その問題についてはあまりくどくは申し上げませんけれども、健康保険のこの前改善が行われましたときに、非常な論議が行われまして、初診時の一部負担をふやすことはいけない、あるいはまた入院時の負担を取ることはいけない、そういう論議があつたわけでございます。そこで厚生省は後でへ理屈をつけておられますけれども、そのもの起りは、赤字があつたからといふことで押し切つたわけです。ところが赤字の要因がなく

なつて、黒字になつてゐるのですから、それをもとに戻すのが当りまえであつて、そこに太宰君もおられますけれども、社会保険制度審議会のむにやむにやした答申が、ごくわずかのものでも皆が納得するものであればやむを得ないといふ答申を出した。それに藉口ないで、それがいいんだといふことは言えないと思ひます。社会保険制度審議会のむにやむにやした非常に弱い答申であつても、ごくわずかなものといふのは、これは今までの百円であつてもいいといふことではない。それは財政が苦しいからと言われたからそういうことにもなつたけれども、ごくわずかにいふことは、ごくごく少いのですから、百円よりは五十円がいい、五十円よりは三十円がいい、三十円よりは二十円がいい、二十円よりは五円、五円よりはゼロの方がいいといふことです。それやむを得ないといふことです。この際そういう事情があるから、ほんとうはなくなつた方がいいといふことす。ですから、意見があるからといふことのお考えは全然なしにして、ほんとうにそういう立場で考へていただきたいと思ひます。早く見てもらつて、診察をしていろいろな療治をするといふことでなければ、医療保障の原則がくずれるといふことです。それが一番の目的であつて、それを阻害するようなことは、医療保障とは全然反對のことだ。そういうことをすれば、見てもらいに來る人の数が減るであらう、そうならば国庫の負担を要求されること少くなるだらう、そういうことだつたら、健康保険を管掌してゐる厚生省の任務はない。厚生大臣もほかの方

も、もしそういうことで縛られておるんだつたら、社会保険を語る資格なし。社会保険は、そんな金の高なんか一切考へないで、早く見てもらへることが必要で、また金の点で考へても、早く見て早く直した方が将来的には財政の負担が少くなる。大蔵省のわけのわからない連中が、近視眼的に、ここの予算さえ少なればよいというようなくだらない財政方針をしてる。そこに皆様方の力で説得して、そういうことを変えていかなければならぬ。ところが厚生省自体において、一部負担はいいということを考へる連中がまだおるのです。その連中は意地でもやっています。三年ほど前からぎゅうぎゅうやられたから、意地でもやっています。で、そういう二、三人の人の意地で、医療保障が逆転したり、将来の進歩が進まなくなるようなことはいけなしいと思ふ。そういう点については、厚生省の優秀な公務員の方は、大部分はもう意地を捨てられる時期だと思ひますし、またそういうふうには、これは政党内閣ですから、大臣が御指導にならなければいけません。それ以外には理由がないわけでは、またそういうお答えができる域に達しないと言われ

御趣旨はよくわかるわけでございますけれども、ただやはり一部負担を残しましたからには、それぞれの意義もあるかと思ひますし、まあ考へておるわけでございます。八木委員はそれはないんだ、とにかくに越したことはないんだというふうなことでございまして、やはり私たちがこゝにございまして、もう少し御研究をさしていただくようにお願いを申し上げたいと思ふわけでありませう。

○八木(一男)委員 この前も申し上げたことで、厚生大臣も私の方もあり時間がありませうから、あるかと思ひますので言われましたから、この程度でおいておきます。あるんだと言われたら、断じて承知なかりならぬのですが、そういうことで、野党の私どもなまじきなことはかり申し上げて、非礼で非常に申しわけないのですけれども、そういうような大きな声を出したり、いろいろなことを言うのは、ほんとうにそうだと思つてゐるからなんです。そこを一つ、今までのいろいろな立場というふうなことで、今までのどなただれだれの立場、どの部局の立場というところでなしに、国民の立場で一つ考へて、いい方向に推進していただきたいと思ひます。

それは一般的な問題ですが、今度は特にともない問題があるわけですね。実は健康保険法と一連の、たとえば船員保険法の健康保険の分ですね、そういうものが健康保険の一部負担をふやす改悪法案と一緒に、同じように方向を合せて、無理やりに船員保険法の改正が多数で通された。ところが、船員保険法というのは別な問題がたくさんあるわけですね。一つは、船

員法の八十九条という法律があるわけでございますが、それについて厚生大臣御存じでしょうか。

○坂田国務大臣 ちよつとまだ私理解をいたしておりません。

○八木(一男)委員 条文を持っておりませんけれども、結局、船員の療養については船主が全部補償しなければならぬという規定があるわけですね。ですから、一般の保険と別なんです。そういう法律があるわけですね。ですから、一部負担というのには、ほかの方でも理由が私は全然ないと思ひけれども、あの当時の時点において、かりに厚生省の理由があつたとしても、この船員に関する限りは、そういうことは、船員法の規定から見ても理由は全然通らない。それはいけなしいわけじゃないかというのを大いに言つたわけでございますが、それにつきまして、非常に何と言ひますか、これもお役所主義といひますか、健康保険法をこう直したからこつちもこう直さなければ気が悪いというところで、ほかの法律に抵触した変更改正をやつたわけですね。それで、御説明では、これは船員法の規定の通りにしなければならぬ、だからそれは負担はさせないんだ、一部負担はとにかく払つてもらうけれども、これは船主がまたあとから返すんだ、だから船員の負担にはならない、そういうふうなことを言われて、これも無理やり押し通された。あとで返すものを先に取る必要は全然ないのです。それでめちやくちやに困つたことがある。非常に不合理なことがあつて、とにかく大衆が非常に迷惑しているわけですね。それなのに、そのときに、とにかくあとで返すんだからということでは、

先にとつてあとから――世の中で事務の簡素化と言われているときに、そんなやつかいなことをするといふのは、ほんとにとんでもないことなんです。が、そういうことが行われているわけですね。その当時の情勢では、とにかく健康保険法の改正の方が大きな問題であつたわけですね。ほんとうは僕は審議をしたかたつたのですが、これが大事だからとかんとかいうようなことで、無理やりに、船員保険法の審議はほとんどさせないで、これを通そう、これと通そうとされた。私どもは悪いところを指摘したのですけれども、とにかくとにかくというところで多数で押し通して、審議を打ち切つて、とにかくしやにむに押し切つた。これは押し切られた立場は別として、これについて

は厚生省側も運輸省側もまともな答弁はできない。これはごもつともでございします。いけません、だけれども、健康保険法と同じに並べなければならぬ。いからというところで、審議もさせないで無理やりに押し通した。それがいけないというところになって、参議院の審議のときに、これはその当時の厚生大臣も運輸大臣も、そういうことはいかぬ、だからそれを、今度はこうなつてしまつたけれども、とにかくそれはそれでよくない、しなければいかぬというところで、大体そういう御意見になつた。そのときに参議院の社会労働委員会が附帯決議がついてるわけですね。これはまああつとやつちやつたんでこういふ間違

を犯したけれども、この間違いはもとに戻さなければいかぬということですね、与党の方もまた緑風会の方もみんな

なそういう意見になられて、それから当該の官庁もそういう意見になられた。それをちよつと説きますと、こういうことですね。二十六国会の附帯決議なんです。ほかのこともついておりませう。健康保険の被保険者の標準報酬額を引き上げた反面、船員保険の被保険者の標準報酬を最高三万六千円に据え置き、しかも被保険者の一部負担制度をなすことは、船員保険の療養給付の主旨から見ても矛盾を感ぜられるから、船員保険法については、早急に根本的な改正について検討の必要がある。右決議する。これは満場一致で参議院で決議されているわけですね。ところが、それからいふん日数がたつてゐるのですけれども、ほつたらかされてゐるわけですね。それで何か船員保険法等の改正というインチキキまるる法律が出てゐるやうですけれども、私はあんなインチキキな法案は審議する必要はない、撤回させるべきだと考へていますから、それについては、太宰君が首を振ろうと振るまいと、とにかく触れさせんけれども、そこをちよつと見

いわけですね。あの法案の問題ではない、あんな法案を出そうが出すまいがかまわなければ、当時この問題を解決することは国会の意思であり、厚生省なり運輸省なりもそれを了承したことでもあり、また当然どんな観点から考へてもしなければならぬことだ。それがまだほつたらかされてゐる。それを早急に、この一部負担をやめるといふやうな考へ方にならなければいけないと思ひます。太宰君がそばで知恵をつけていますから、そんなことを言われては困ると言われるかもしれませ

○坂田国務大臣 ただいまもお答えを申し上げました通りでございます、

第一類第七号 社会労働委員会議録第二十六号 昭和三十四年三月三十一日

一三

んが、そんなことは抜きにして、理由はあとで逐次申し上げますけれども、そういう経緯、国会の意思でそういうふうにきまり、運輸大臣が約束をし、厚生大臣が約束したものであって、それがはつたらかされている。それで坂田さんは、就任早々で、まだ船員法の規定も今お読みになったくらいで、この問題は——これは太宰さん、少しもつとそういう経緯のことを御説明にならなければいかぬと思いますが、まだ御説明になっていないということですから、厚生大臣も大体この問題は初めてだと思ふ。そこで、そういう経緯ですから、そういうふうに初めてでは困ると思ひますけれども、これから急速にこの問題を考えられて——そのときに間違つたことをやつたということ、全部が認めているわけです。間違ひを正すには早くしなければいけません。急速にこの問題を解決するための法律改正をなさる必要がある。少くとも今即時と申し上げたいけれども、ほかの法案でこういう質問ができませんか、まあできれば今すぐ御準備になつて、五月の三日か二日ぐらいまでに出される、それがいかなくても次の特別国会には——ほかのところというるか、毒をまぜたりじゃなしに、この点の薬だけの法律を出されたらどうかということについて一つ御答弁願ひたい。

○坂田国務大臣　ただいま八木先生の御質問を聞いておりました、まあ聞いております範囲内においてはもつともであるというような節もないわけではないわけでございます。でございまするけれども、八木先生のおっしゃることを直ちに私がそうだともこれは言え

ないかと思うわけでございますので、いましばらく時間の御猶予を願いたいと思います。確かに参議院の段階においてそういう附帯決議がついておるといふことも御指摘になりました、あるいは八木委員のおっしゃったものは、御都合のいいところだけをお述べになつたので、御都合の悪いところもあるいはこの附帯決議に書いてあるかもしれないので、その辺のところはよく附帯決議の原案を見まして、あるいはその経過等も聞きまして、そして十分研究をいたしましてから、もし出すべきであるという判断に立ちますならば一つ出したいというふうに考えるわけでござります。

○太宰政府委員　船員保険法に一部負担制度を採用いたしました際は、別にこれは健康保険法に入れて、船員保険法の方の気持が悪いから、こういうわけであつたのでは毛頭ございませぬことは今さら申し上げなくとも御承知のことと思ひます。これはやはり船員保険につきましては船員法との関連がございまして、三カ月間は業務外の疾病、負傷につきましても船主が持つということは、それとこの一部負担制度はやはりおのずから異なるところがありまして、やはりこれはあえてよくごど申し上げるまでもなく、私どもも見解をいたしましては社会保険制度の健全なる運営を維持していきまふためには必要やむを得ざるものとして採用しておる制度でございまして、それと船員法の船主の災害補償をかみ合せて、船員保険につきましてはお話のようにあとにおいて船主から補償してもらうという制度をとつたわけでございまして、その辺のことについて運営上の問

題はあろうと思いますが、これは一々今後なお努力して参るつもりであります。

なお参議院の附帯決議の点につきましては、御承知のように一部負担制度について矛盾を感ぜられるから早急に根本的改正の検討をする必要があると云う決議でございました。あれから見ましても、私どもこのたび船員保険法の改正を議論いたしました際におきましても、社会保険審議会におきまして、船員保険については相当根本的な点についていろいろ問題があるから、これを引き続いて船員保険部会として研究して参らうということに意見が一致しながら、これは引き続きいて部会が開催されて、この根本的ないろいろな問題につきましての研究が開始されるわけであります。私どもの見解は一部負担については先ほど申し上げた通りでございますますが、いずれそこにおいてはやはりそれぞれの立場からその点の議論が出ることは私どもも承知をしておりますので、十分各方面の御意見もその際には承わって参るつもりであることを補足して申し上げます。

○八木（一男）委員　ます厚生大臣に申し上げます。

○坂田国務大臣　参議院で予算が上るわけですから……。

○八木（一男）委員　予算が上ろうが何であらうが、いてもらわなければ困ります。

○園田委員長　続行しますから、ちよつと待つて下さい。

○八木（一男）委員　團僚がいない、そんなことは形式的なことです。向うは政務次官でいいですよ。

○坂田国務大臣　四十五分がきたのです。向うの矢嶋君が……。

○八木(一男)委員 矢嶋君がなんといつても僕は承知しない。僕は四十五分周と聞いたのです。今聞いたら四十五分らしいのですが、僕は四十五分周のつもりで質問しておる。討論しておるときには政務次官だつていいですよ、答弁するのじゃないでしょう。こゝは答弁を求めるのですから。それは矢嶋君のわがままなんです。参議院の予算委員会のわがままです。そんなものほつときなさい。

○園田委員長 また継続しますから……。

○八木(一男)委員 あとで休憩で流しませぬね。来られますね。もう一つの点、あと一分間区切りまで。厚生大臣、都合のよいところだけ言われたかもしれないと言つたけれども、そうじゃない、もつと言わなければならぬところがある。お読みになつたように船員保険の標準報酬は三万六千円ではいけない、船員の標準報酬は、普通の給料はもつと多い。それを健康保険を上げておきながら船員保険を上げないといふ、こゝいう矛盾ばかり厚生省はやつておる。きよりは一部負担の方を御説明申しますというから——僕は都合のいいところだけを持ち出してやるというような、そんな卑怯なこととはしませんよ。言う通り、その通りほんとうです。それをうそだと語り人、助言する人があつたら、その助言する人がうそをついておる。そう思つて答弁していただくたい。この通りで、僕は正直に言つておりますから。ほかのことも、三万六千円も言いたいのですが、時間の都合があるからこつちにしほつたのです。

続いて、次に、太宰さんの今の答弁は、もう非常に私はけしからぬと思

う。とんでもない。厚生大臣乗られてからもう一回言いますが、それで厚生大臣にいてもらいたかつたのだけれども、そんなけしからぬ話はない。それで二十六国会のときになったのです。一部負担と標準報酬の引き上げについての附帯決議がついておる。それを全然なまけておいて、今度ごちゃ混ぜ法案を出してそこに入れたというならまだまだ半分答弁になりますよ。附帯決議がついておるのです。大事なことを全部すつぽかして、ほかのよいなこととのついた法律を出そうとした。それについてはこちら將來検討してみます。そんなことで政府の責任が保てます。太宰さんが厚生大臣にこの経過を言っていないのは明らかにした。厚生大臣は就任したての頃ははやで、厚生行政はたくさんあるものだから知らないと言っておるけれども、そういうときにはこれは正直におつしやい。もつと先にやらなければならぬのをなまけておつたのです。それとも、頑迷固陋なやつがついて、できなかったというのを言われるべきであつて、こんなものを問題があるということを言われては困る。これをしなければならぬのだと答弁をなさるのが正直な答弁です。ただし、今までのいろいろな仕事があつてできなかった、あるいは太宰さんの就任前の人がなまけてできなかった、太宰さんになってからやられたけれども、それはまたほかのことがあつたからなかなかなかった、それとも何かブレーキがあつたか、大蔵大臣のやつがわけがわからぬから、それでそこまでいってないのだということでもけっこうでありますけれども、そういうことであつて、努力しておられ

ないことを努力しておられるようにならうと答弁をされては困る。二十六国会から一つもしておられない。今度船員保険法を討議する場合があったけれども、国会の附帯決議の、全会一致のそれを全然無視した原案を出しておられる。社会保険審議会を非常に買われまして、政府としては国会の附帯決議を盛った原案を出さなければいかぬです。それについて社会保険審議会でも、それはいかぬといえ、こつちが勝手にきめませんが、原案も出しておられない。附帯決議をやるという原案を政府は全然責任を持っておられない。附帯決議に対して原案を出して、保険審議会の連中の一部のわけのわからぬ連中が反対した、それはこつちで考えます。原案も出しておられない、しかも保険審議会の中のものわかつた委員は、この必要性ということを主張しているわけだ。それを助長し推進しようという立場をあまり積極的にとっておられない。全然政府としての努力はしておられない。運輸省はどうですか。

○土井政府委員 ただいまの御説明の通り船員法の関係につきましては、やはり第八十九条によりまして「船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなるとして、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならぬ」と。これが船員法の原則でございます。それで船員法の成立の経過から見ても、その給付につきましては同法の第九十五条によつて、これは他の法律によつて療養またはその費用等が支払われる場合において、その限度において災害補償の責を負う。

免れる、従つて船員保険法はうらはらの関係になつておるわけでございます。御質問にもありません。船員の場合に特にこの点が問題になりまして、やはり海上労働の特殊性と申します。それがために陸上の労働者と違つて、固定した療養の場所を持たない例が多くなるわけでございますので、船員法のこの原則については、国際的にもこれが認められておる次第でございます。そこで厚生省の方とこの点いろいろ事務的にも打ち合せいたしまして、できるだけ船員に負担のかからぬように努力をしておるわけでございます。今までの実際の模様を見ますと、割合に大型の商船、汽船関係におきましては違反が少いのでございまして、小型船、機帆船あるいは漁船等におきましては、やはり零細企業が多いのでございまして、それから一方におきましてはやはり不況の影響等がありまして、まだそこまで全部徹底されておらないようならみがある次第でございます。そこでとにかく船員法のこの規定というものは、船主が療養の義務があるわけでございますので、できるだけその点に義務違反のないように労働官等を督促はしておるのでございまして、やはり経済的な負担等の関係から見まして、保険との関係の調整の問題は確かに今後の問題として残されてるところでございます。そういう点については船員保険のいろいろ改正等につきましても、関係者から意見も出ております。社会保険制度審議会でも討議されている問題でございますので、今後とも一つその点を考慮して参りたいと思つております。

午後四時三分休憩

午後四時四十五分開議

○園田委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○園田委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○田中(正)委員 簡単に引揚者給付金について御質問を申し上げたいのであります。昭和三十三年四月一日以降この法律が施行されておるわけでありまして、その後この法律の施行状況は一体どういふふうになっておるか、これを簡単に御説明願いたいと思ひます。

○池田政府委員 ただいま田中委員の御質問の引揚者給付金の問題であります。お引き揚げになりました方々がリュックサック一つでお歸りになりました実情等にかんがみまして、国会の御鞭撻等によりこの給付金が出ることになりましたことは御案内の通りであります。政府としては、国会の御意向等もしんしゃくいたしまして、これが施行の円滑を期しておるところであります。その細部につきましては、他の政府委員より御説明申し上げます。

○山田説明員 進捗状況について御説明を申し上げます。総予定人員は約三百三十万人と予定をしておるのであります。本年の二月末までの受付数は二百五十九万人でございます。これは約七八・五％になります。この受付人

員に對しまして、すでに認定を終りました人数は二百二十七万人でありまして、これが受付数に對しまして八七・七％に相なつております。それからすでに国債の発行命令の済んでおります人数は、二百七十七万人でございます。これが金額にいたしますと、三百十四億でございます。

○田中(正)委員 そうすると、われわれが当初予定しておりました三百三十万に對して現在まで受付が約七八・五％しかされておらないわけでありまして、あとの二二％ほどのものは、まだ全然申し込んでおらないということに相なるわけでありまして、これらについては、一体どういふわけで申し込みがないのか。あるいはまた時間の都合上先に進みますが、さらにこのうち三十万ほどの人間が認定を受けられないのであります。その間の事情、要するに国債の交付を受けられないという人がかなり実はあるわけでありまして、これらについては一体どういふわけでこういう事情になつておるか、その辺を御説明願いたいと思ひます。

○山田説明員 現在までの受付数が七八・五％でございますが、その残りの者がどうしてまだ出ていないかというところでございますが、これは資料を現在整理中であるというものと、それから時効までにまだあと一年ございまして、比較的のんびりした人が相当あるように思われるのでありまして、大体そういう方々であらうというふうに考へております。

○田中(正)委員 資料が整備できない、あるいはまた時効がまだであるからもう少しゆつくり出そうといったよう

うな人であらうということでありまして、資料の整備という点が実は問題だらうと思つております。そこで政務次官にお尋ねいたしますが、政務次官はこの問題について、いろいろと該当者の人々の間に資料が整備できない、その資料の整備できない理由の中に、この制度そのもののつくり要件が非常に厳格だといったようなことか、あるいはまた恩恵にあずかれないというふうなことがいろいろいわれておつて、しばしば該当者からこれについて政府当局に要望等があるわけでありまして、政務次官はこつちの点についてお聞きになつたことがございましてか。

○池田政府委員 ただいまの田中委員のお尋ねであります。私も一議員としていたしまして引揚者の方々からいろいろいふようなお話を伺つておるわけでありまして、なお役所としておるわけでありまして、係からもいろいろ報告を受けておるわけでありまして。

○田中(正)委員 そこで一昨年ですが、この法案を本委員会において審議いたしました節にも実はいろいろ問題があつたわけでありまして、それぞれその間熱心な質疑応答がかわされたのであります。そのうち一つは、たつたやうな点についてこの制度の施行実施が円滑にいかないというふうに、実は私ども当時の委員会から見ると思われるのであります。特に問題になるのは、在外期間六カ月という制限等をめぐりまして、いろいろ当時の事情からして、これについての確実なる資料がなかなか手に入らない、あるいは客観的に証明ができないといったような事情が

ら、ほんとうにそういう状態であるにもかかわらず申請ができないでいるといったような事情も実はあるようであります。それからまた昭和三十三年三月三十一日までに死亡した者について年令の制限がありまして、こういっような点からも恩恵に浴し得ない人もある。あるいはまた所得額についてもいろいろ問題があったようでありまして、それらをめぐっていろいろとこれらの該当者の人々の間には問題があるわけでありまして、これらについては当時も当委員会においていろいろ審議をいたしまして、将来いろいろ考えていかなければならぬといったような御答弁もあつたように私どもは記憶いたしておるのでありますが、今日この支給の状態を見ましても、当初予定しておつた予算額はたしか五百億と記憶いたしておりましたが、すでに法施行後二年になります。実は三百十四億しか出ておらないというようになつて参りますと、あと二百億近い金がかつておるわけでありまして、そういったようないろいろの趣旨から考えて、あの節にしかれたところのこれらの制限措置というものを、当時の事情並びにこれらの人々の置かれた立場並びに今日の要望等をいろいろと勘案いたしまして、また予算も若干ゆとりがあるように思われますので、厚生省当局はこれらの制限を緩和するとか、あるいは再検討するとかいうような御用意があるかどうか、その点について政務次官からお聞きしたいと思ひます。

の通りであります。ところがその施行状況は、先ほど山田君から御報告申し上げましたように、なかなかフルに参つておらないわけでありまして、その理由をいたしまして田中委員も御指摘になりましたようにいろいろ条件がある、しかもまたその条件を満たすための調査がなかなかむずかしいというような点もいろいろ指摘されるのであります。さればそういうようなものを超越と申しますか、緩和すると申しますか、そういうことによつて五百億に達するようには骨折るべきであるという御主張であります。この五百億というのには予定の人員全部が申請され、全部が認可されるということになりまして、それでおしまひになるわけなのであります。ところが予定の人員中まだ整備されておらない、すなわち認可されておらないという方々が多数いらっしゃるわけでございますが、それは必ずしもこの条件がむずかしいとかいうことばかりでもないかと思ひます。先ほど山田君も申しましたように、時効の期間等もまだ一年くらいはありますから、もっと追つたらお出しになるという方々もあつてございまして、しかしまた条件がむずかしいということについての緩和の問題をいたしましては、私もさういふことと申します。今日のことろでございますが、当局におきましてどういふふうにしたらよろしいであらうかというのを調査をいたしておるわけでありまして。

○田中(正)委員 ただいま厚生政務次官からいろいろと検討をいたすとかあるいは調査をいたすというお話があつたのであります。すでにもうこれは法施行して二年になるのであります。実際は手続を始めてから一年半くらいだらうと思ひますが、およそさういふたような政府から金が下りるということになりますれば、大ていの方は、申請する意欲のある者は、もうすでに大體しているものでありまして、さつき説明員の方からのききな人もおるといふ話がありましたが、さういふような人もおるだらうと思ひますが、実際私ども知る限りにおいては、これは少いであらう。むしろいろいろ手続がめんどうであるから一つもう少したつてからというふうな気が持た、私も地方において聞くとところによると、実際は多いのですね。また、何とかいたしたいと思ひます。一生懸命資料を探しておるけれども、あるいは証人を立てたいと思つていられるけれども、なかなか見つからないというふうな状態で、心ならずもおかれていられるのが、われわれの知つていられる範囲内では実態のようであります。さういふわけでありまして、五、おそらくこのままの制度でやつていくならば、時効完成するまでの間に五百億は出ない、なるほど数字の上ではさういふふうになりますけれども、その後いろいろな推算の違いもありまして、あるいは死んだとかいふなくつたという異動もあると思ひますので、結局私はこのままの格好でやれば五百億はいかないと思ひます。その緩和でありまして、これについて私は私は予算はこのままではいくならば余るものであらうというふうに思ひまして、片や今申し上げましたようないろいろな制約を緩和いたしましたも、さう大した金額にはならないというふうな思つていられるわけでありまして、これは

今後この制度を実施していく上においていろいろと大きな影響のある問題です。から、ここで直ちにやるのだから、あるいは改正案を次の国会に出すのだという御言明はあるいは困難かと思ひますけれども、これは一つよく考へていただきたいと思ひます。実は非常に気の毒な状態で、これこそわれわれがこの制度を実施して恩恵を与えてやるべく国会において立法した、その親心というものが通らないような具體的な事象というものが、地方には枚挙にいとまないほど実はあるわけでありまして、それをめぐりまして、われわれ国会におる者についても、さういふたようなことについて再検討してもらいたい、緩和してもらいたいという声はしばしばあります。さういふたやうなことで、われわれはこの制度が不公平にわたつたりあるいはルーズになつていくことは決していへないが、われわれの見込みの通り予算上多少でも余裕があつて心配がないものならば、一つ近い将来においてこれらの点をめぐつて再検討し、なるべくさういふやうな引揚者の気の毒な人々にこの恩恵が均等に及ぶように、またこの制度があまりにもストロクトなために心ならずも泣き寝入りするやうなことのないやうに、ぜひお願いしたい、かように思つておられますが、これらについて政務次官、もう一ぺんお答え願ひたいと思ひます。

○池田政府委員 今の田中委員の重ねてのお尋ねであります。全く御趣旨が御同感でございます。資格のある方でありましたらすべての方に漏れなくこれが徹底し、すべての方々に對しましてこの交付金が渡るようにいたすべきは当然であります。幸いにいたしまして田中委員の御高見を拝聴いたし、私も役所といたしまして御趣旨に沿うやうに今後努力をさせていただきますと思ひます。

○田中(正)委員 いろいろと趣旨に沿うやうに努力をするやうであります。から、一つその点はよく研究をいたしまして、できるだけ近い将来においてさういふたやうなことに對してこいねがっている、待ちあぐんでゐる全国の資格者のためにやつていただきたいというところを、重ね重ね御要望申し上げまして私の質疑を終ることにいたします。

○中山委員 それならば、これだけのお金がかつてゐる、しかしまだ有資格者が申し出るかもしれない、さういふ二つのことになつておられますが、その制限された期間がだんだん迫つて参りましたも、もしこのお金が余るやうになつたらどうなさるおつもりですか。これは残りだから、いわゆる出さずじまいにするというお考えかということ。が一点。それから社会党さんがいつもおっしゃるのでありますが、厚生白書を見ると、いわゆる人口の黒い壁というところを厚生白書でしきりに書いておられまして、日の当たらない階層が非常にふえてきた、いわゆるお金のあふる者となつてきたとギャップが非常に大きくなつてきたとおっしゃいます。さういふ海外におつた人たちが日本に歸つてきまして、苦勞をされてゐるところが一番日の当たらない人々ではないか。私ども、海外の引揚者に關しましてはまことにお金の毒に思ひまして、微力ながらもいろいろの努力を

しておるところでございます。でありますから、先ほど資格要件あるいは審査等がむずかしいから、それを緩和して円滑にいくようにしろという田中委員のお話がありまして、私も今後そういうふうに努力をさせていただきたいとお答へ申しておるような次第であります。

第二点の厚生白書の関係につきましては、これは御承知のように実態そのまゝを明らかにしておるものでございます。これに對しましては、國といいたた谷間の方々に對しましては、國といたたにおきましては社会保障、社会福祉の關係に於いては、私ども役所といいたたは、ぜひそういふことに力を入れて参りたいと思つておる次第であります。なお具體的のことでありますれば、他の政府委員からお答えいたします。

○**園田委員長** 委員長から一言申し上げておきますが、ただいま田中正巳君から質問した引揚者の給付金支給等を中心とする質問は、委員会全般の意見でもあり、検討すべき時期でもありませんから、なるべく早急な時期に委員会と政府と一体になって検討されるように要求いたします。――八木一男君。

○**八木（一男）委員** 厚生大臣の御到臨

が、おくれしておりますので、政務次官に御質問申し上げたいと思います。先ほど御質問申し上げておりました船員保険の一部負担の問題は、しばらくおくことにいたしました。やはり社会保険の問題であり、社会保険の審査制度の問題について一つ御質問いたしたいと思っております。

たしておるのでございますが、これは御指摘のようになお今日の段階においては決してこれが十分であるとは私どもも考えておらないのであります。この点については何とかして能率を上げるように行政運営の面においても考慮いたしますと同時に、やはりその人員の不足の点などにつきましても検討をいたさなければならぬ。かように考えておる次第でございます。それでとりあえず三十四年度におきましては、従来審査官が各都道府県に一名ずつ配置されておるわけでございますけれども、特に多い都道府県につきましては、その審査官の数を複数にするというようにいたしました。東京においては二人、それから北海道、大阪、兵庫、各一名を増員する、かような措置を

とつておる次第であります。なお引き続き今後そういう審査制度の運営の強化につきましては、御指摘の点は私ども十分わかっておりますので、今後さらにその強化の措置を講じて参りなさい、かように考えておる次第であります。

○八木（一男）委員　政務次官からよく厚生大臣にお話しになっていただきなので、よくその点について御理解いただきたいと思います。

太宰さん、東京の審査請求の件数と、それから少いところの審査請求の件数との差はどのくらいになっておりますか。

○太宰政府委員　個々の県は具体的に申し上げられませんが、全国の審査官が年間に一人当たり平均七十四件ほど取り扱っておりますから、月にいたしますと約六件であります。ただいま申しましたような県は、その何倍か多い

の場合だったらそれで啗血して死んでしまふということもあるわけです。それを審査がおそくなるといふことののために人が死んでしまつたり、その間また、病理的に死ななくても、世をはかんで自殺することもあれば、そうじゃなくて生きていく人でも、当然の権利があるのにそれを無視されて、その間非常に苦しみ、悲しみにあわなければならぬといふことが起る。それでは困ると思ふ。全体に少いですよ。全体に少いけれども、今全体の問題の方が大事ですけれども、今のバランスの問題も非常におかしいですよ。三件に一人のところと、四十何件くらいのところがある。それで東京で四十件あるのに一人ふやす。一人ふやしたわけです。一人当り二十件になるわけです。そこへよけいに二人ふやした。もうそんなことは大して變りがないわけです。

○池田政府委員 大いに変りますよ、
三で割るのですから。

○八木(一男)委員 三で割ってみましょ。四十二件ですから、十四件です。三と十四だったらだれが考えたつて四倍半以上ですね。そういうことが起るわけです。全体の数をふやすことがまず大事ですが、そういうことになつてゐる。明らかに不合理なことが予算がとれないために起つてゐる。こんな予算は大したことはないのです。それをやはり厚生省自体が予算をとつて、ちゃんと解決してもらわなければいけない。大蔵省は金がない、と言ふけれども、片方は金がない、あるのの問題じゃないのです。健康が守られるか、その人が非常に不仕合せなことになるかという問題なんです。金がない

ないと言うけれども、金なんか幾らでも作れるわけです。国家財政だから、必要なことだったら増税すればできるのです。増税は僕はそんなに賛成しません、ほんとうに必要なことだったたら、それをしなければほかの人が死んでしまふということだったたら、それをしてしまふといけないのです。ところ

が、そういうことを一つも知らないが、そういうことに同情のない大蔵官僚が、ただ自分の任務の範囲内でつじつまを合せよう、少くすればいいということをやっている。そのわからない連中に教え込んで、教え込んでもわからないかつたらけんかしてでもとるのが、こういうような医療行政を担当している厚生省の任務だ。ところが厚生省は非常に腰が弱いので、いつまでたつても、ふやしたといってもそういうような状態です。そういうことを変えられなければいけないと思う。今の問題よ

りもつと大事なのは全体的な人数をふやす問題です。それで審査官の人数がふえることが必要だ。それができないければ——大蔵省の壁がなかなか厚いことは知っています。それができないければポジションをつけるということも考えられる。ブロックについて、件数が多いところには数をふやすと、またブロック内でプールしてやれば、その仕様が肩の荷が重過ぎるのと軽過ぎるというのも幾分変ってくるということもあるわけです。幾らでもいろいろな方法はある。とにかく人間をふやすということ、それから繁文縟礼でなくて合理的に考えるということもしていただかなければならない。それについてそういうことを必ず推進されるかどうか、

次の国会で、まだなまけておるのではないかというよいなことを言わなくては済むような処置をされるかどうか。

○池田政府委員　ただいまの八木委員

の言われた審査制度の重要性につきましては、私どもこれを十分考えておるのであります。御指摘のように、審査は適時にしかも迅速に処置しなければ

ならないものでありますから、それによりまする人員等も、逐次ではありますすが、だんだん増員をしたいと考えております。三十四年度におきましても御案内のように少しふやしておるわけでありまして、この配分につきましても、取扱ひの件数等を考慮いたしまして配置をきめたいと思ひます。なお、御意見のようなブル制と申しますか地域制と申しますか、そういうようなやり方も、御高見にありましたようにけっこうなことだと思ひますから、私どもも研究していただきます。

審査制度が円滑に進むように考えていきたいと思ひます。

○八木（一男）委員　まことによきそのな意見ですけれども、もつと金をふやしてこなければしょうがないわけです。それでこれは定員というような問題がありますね、定員法の一部改正ですが、それを今度の臨時国会に出されるかどうか、次の臨時国会で補正予算にそれを組まれるかどうか、そういうことです。

○池田政府委員　八木委員の御発言は、私ども御鞭撻いただいておりますのでありますが、きょうのところ、御指摘になりましたように次の臨時国会に提案するということをお約束はできませんし、あるいはまた、きょうのところ、補正予算の中に繰り込むというこ

とのこと約束はできませんが、御趣旨に沿うようにあらゆる努力をさしていただきまして、いろいろ事務的にも調査研究を進めさせていただきます。

○八木（一男委員）次に、これは第一審の方なのですが、第二審の方、社会保険審査会、こちらの予算もふやしてもらわなければならない。社会保険審

検査会でも非常に事務が渋滞しておるわけですから。それはそこに事務局がなくてそこで審査して決定したことをやっているところでは保険局の庶務課なんですよ。きまつたことでもその決定通知がおくれてしまいうわけですよ。審査会の方もやるのが非常におくれているのですが、おくれてきまつたことが、今度決定通知を出すことを保険局の庶務課がやっているのですが、ほかの仕事があるからなかなかできないということでは困るのです。それについてはどうですか。

○太宰政府委員　中央の社会保険審査会につきましては、地方で解決いたしませんんだ問題を審査いたすわけでございしますから、それだけ処理件数においては少くなると思いますが、その一件々々の内容は、よりむしろかしくなってくる。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、公平にそれから迅速にという前に、慎重にやらねばならぬという要素が非常に強くなってくる。それだけに一件当りの日数もかかることはいたし方ないことであります。しかしながら今日三人の審査官がフルに活躍しておるわけでございまするけれども、その運営という面では決して私どももまだ十分ではないと考へておる次第であります。何とかしてこの面の打開につきましていろいろ

考えていかねばならないと考えておるわけでありますが、御指摘のようにいろいろな人をふやすという問題それから予算の問題もあらうかと思いますが、これは逐次考えて参ることにいたし、さしあたり可能な面からでもこの運営がより迅速にいくように私どもは考えて参りたいと考えておる次第でございます。

○八木（一男）委員　政務次官にお答え願いたいのですが、審査会で結論を出されてから、決定が文書になるのには半年かかる。半年の間のそりうり人たちの苦しみというのはほんとにとんでもないことですよ。その前にずいぶんおくれておるのですよ。これは別として、事務的の処理だけで、ほんとうに不仕合せな人が半年間精神的に苦しむ、それが解決できなかったら政治じゃないです。おまけにそこで悲観して首つりでもされたら、あと取り返し

がつかない。事務の決定が文書にできない、そういうことだけで、そういう多くの一番気の毒な人に非常な不幸を与えておるわけです。そんな問題が解決できなかったら、これは全然社会保険なんか語る資格がない。ほんとど解決されてないわけです。太宰さんの方の御説明、御弁解はけっこうです。官、厚生大臣の代理としての政務次官——政務次官は政治家であつて、ほんとどはどんどん大きなことを推進されると思いますが、残念ながら官制上即時にお答えできないこともあろうと思いますが、このくらのことは厚生大臣がおられなくとも私の責任でやられます。そんなものは事務上の処理でおくらすことは断じてさせない、とにかく次の国会にはそういう文句を言

とくに政治的にやるべきことはやるのだ、やつてみせるのだ、そういうような御返事をいただきたいと思ひます。事務官としてでなしに。

○池田政府委員 現在の事務の分量から申しまして、現在の人たちをもちましてこれでやっていける、こういうふうなことによりまして現在の通り進めておるわけでございます。もしそれ事

○八木（一男）委員　今まで厚生政務次官の御答弁は全部筋が通って、そんなに変な答弁はなかったと思うが、きょうどうしても徹底して増加しなければならぬということは御理解いただけると思います。

○八木（一男）委員　今までは人員増加の問題が出た場合においては、これけれどもどうしても増加しなければならぬということはお聞きしたと聞いています。これは御了解ですか。

はほんとうにおかしな答弁ですよ。半年おくられている。半年は多い例かもしれないが、三カ月と言われるかもしれないけれども、おくられていることは初めから認めているわけです。おくられていることが悪い、非常に気の毒な人の人権を極端に圧迫するということは認めているわけです。悪いことを直さなければ

ば政治じゃないでしょう。それではほかの人に何も言えないでしょう。どうぼろする人が悪いといつて刑法で縛る、そういうことは言えないでしょう。政府自体が悪いことがわかっていながら直す努力をしない。とにかくおくられていることは悪いのですよ。おくられていることは非常く人民の不幸を導

すわけです。それがわかつていながら、將來ふえたら増すというのです。が、そんなのは意味をなさない。現在の悪いのを直さなければ……。

○池田政府委員　八木さんの重ねての御質問でございますが、先ほど来申し

上げておりますように、人員の配置はやはり事務数量というものが一つの基礎になっておることはおわかりの通りであります。今の審査の中央の問題にいたしまして、だんだん件数がふえておるように報告を受けております。従いましてそれに時々刻々応ずるようというところは必ずかしこいこととございまして、予算の関係でありますから、一年度々々々におきましてそれに適するようになんか進めて参るようになつたと思ひます。

○八木(一男)委員 今太宰さんからいろいろ聞いておられたでしょう。そういうことではいけないと思うのです。今まで何回も御答弁を伺いました。全部が非常に筋の通つた御答弁です。僕は厚生政務次官を非常に尊敬申し上げていたのです。そういう方が、今の質疑応答の中で、そういうことは直すように予算の裏づけをする、定員は増すと当然言われる方であると思ひます。ところが、太宰君が横で耳打ちをすればそういうワケにはまつた御答弁をなさる。それじゃ事務局が政治を支配しているわけですか。これは国会です。事務局の中の事務の打ち合せではないのです。政治というものはどうあるべきか、日本人の当然の、一番気の毒な人の人権が実際にじゅうりんされてゐるのです。それを直すかどうかというのを伺つてゐるわけですか。事務局なんかどうでもいいですよ。政治家としてそれを直すべきであるかどうか、直すべきだと思つたら、それをやるためにとことんまでやるという御決意を表明していただかなければならないのだ。事務局の今まで間違つた——半年も延ばした、三カ月も延ばした、それ

で不幸な人の不幸を助長した、間違つた事務局のワケ、それにとらわれてゐる御答弁なんか御答弁になりませんよ。

○池田政府委員 重ねてのお尋ねでございますが、その時期来たりということでありまして仰せのようにならなければならぬというところは先ほど来申し上げてゐる通りであります。

○八木(一男)委員 時期来たりという情勢をあなたが推進されるかどうかということですが、ひとりでに時期が来たときにやつたのでは任務を果してゐないわけですか。言葉でうまく言われる、幾らうまく言われても私は一生懸命聞いていますからね。ほんとうの意思の御表明があればそんなに続けて申しませんが、言葉はきれいで、時期来たりというところで、大蔵省が聞かないときにはいつもこれをやらないというのであつては答弁にならないわけですか。事務局がふえたらふやすということでは、現在のおくれていることを解決することにならない。そういうことじゃなしに——それはできないことはありますよ。あなたが辞表をたたきつけられても岸信介君が頑固固陋だつたらできないでしょう、あなたが総理大臣になられるまでは。そういうことは知つていますよ。知つていますけれども、時期来たりという情勢をあなたがとことんまで作つていかれるかどうかというのを伺つてゐるわけですか。

○池田政府委員 現在の段階におきましては、実情から申しましていまだ時期来たりということではないと私は判断いたします。従いまして私が時期来たりと申しましたのは、漸次ふえて参ります事務量をあんなばいいたりまして、増員の要ありということになりました。増員のおきましては、これが実現を期するべく努力いたしたいということでありまして。

○八木(一男)委員 厚生政務次官、いつまでたつても押し問答ですが、それじゃ事務的におくれている、つき添い看護料をつけるべし、傷害年金をつけるべしという審査の結果が出たときには、その人はほんとうはつき添い看護料をつける権利があるのですよ、傷害年金の人は……それを不当に脅かされてつけられなかつた。これがただ普通に金の問題であれば、利息を十分つければある程度カバーできるかもしれないが、金の問題ではなくて病気の問題です。つき添いが必要なのに金が出なければ、何年たつて、五年たつて、六年たつて出たつて、その病気をほんとうになおすということに役に立たない。死んじやつてから線香をあげても何にもならない。そういう問題です。そういう問題だから、現在のおくれているのはいけないというところは御理解になつたと思う。現在のおくれていることをおくれないうようにすべく努力なさることは政治家の任務だろふと思ひます。そういうことが官制上できないとか、ほかのバランスでできないと言ふ事務局を、それではいけないと言つてしまつたつてのが政治家だ。それでなかつたら大臣や政務次官なんか要らない。みんな局長で政治をやつたらいい。ほんとうの政治家としての勇敢な御答弁をお願いいたします。

○池田政府委員 今の問題は御指摘のように入命に関する重大な問題であります。そのことは私もよくわかつております。さればこれを迅速に時宜に適するようにするために部下を督促いたしますと申し上げております。さらにまた時期来たりかどうかというところは、現在のところにおきましてはまだ時期来たりというところまで進んでおりません。私どももいたしましては、時期来たりという場合においては、御趣旨に沿ひましてこれを実現するために努力をする、こういうふうにならなければならぬと思ひます。

○八木(一男)委員 わかりました。督促をしてということが、その定員をふやす、予算をとるということの意味ならけつこうです。ところがそれは全然しないで、三人の事務局員を猛烈にかつて労働強化をして、なまけたらどんどんやらしたらいいうですけれども、今半年もおくれているのを、三人をしばいてみたところでそれが十日でできるような状態になるはずもない。それを無理にやらしたらその人が病気になるつてしまふ。そういうことで、部下を督促してということとは、定員をふやす、予算をふやすために努力をするというものであればけつこうですけれども、そういう意味であるかどうか伺ひたい。

○池田政府委員 今私が申し上げております時期到来という際におきましては、部下も督促し、私自身も努力いたしまして御趣旨のようになつたと思ひます。

○八木(一男)委員 私がさつき申し上げた陣容をふやす、予算をふやすという意味ですね。それも事務量がふえたときでなしに、今現在におけるおくれの原因を排除するために、事務局がふえたらふやすのは当りまえですけれども、現在におけるおくれのことを

おくれないうようにするために、人員をふやし予算をふやすという意味に理解いたしますが、違ひののつたらまた御答弁下さい。そういう御返答であつたと理解して先に進めます。

あとで言うことを先に言つてしまつて、前後むちやくちやになつたのです。が、次に、これは全部予算なんかに関係があるわけですが、そういう事務のほかに、こういう審査をするときに調査をしなければならぬことがあつた。調査をしなければならぬときに調査の人員がなくて予算がない。ですからそれを厚生省のほかに部局に委託をするわけですが、ところが厚生省というものは、社会保険に対しては一つのある意味じゃ使用者みたいな立場に立つてゐる。なるだけ社会保険の支払いを少くしたい。正当な権利がある人でも何とか因縁をつけて少くしたいという考えが底流してゐるわけだ。そういう考えが底流してゐる方が再調査をする。それで公正な審査をするための調査にはならない。ですから審査会自体で調査ができるというふうになつなければいけない。そういうことをする必要があつと思ひますが、それについてちよつと伺ひたい。

○太宰政府委員 申し上げるまでもなく、審査会はいわば一種の訴訟みたいなことになつてゐるわけでありまして、それにつきましては当然当事者間の申し立てとか、それに対する片方の見解というものが出ますし、それに対してそれぞれの関係の代表というふうな方々から参考の意見というものを聞いた後において審査官がこれを決定するわけでございますが、その決定いたします前に調査をするということとはこれは当然起

るわけでございます。それに必要な旅費等は、これは予算に組んでございす。しかしながらそれでなお不十分である場合、あるいはその人員が——これは審査官の三人が行きます場合においてはやはり審査官がみずから出なければなりませんけれども、その下調査につきましては、審査官付を命ぜられたものでない人員の不足いたします場合に、この審査の事務の運用を阻害する、こういうことにつきまして、私も極力それを防止するための措置は講じておるつもりでございます。將來さらにこれについては強化して参るつもりでございます。ただ、審査会というものは先ほど申し上げました通り、やはり一つの訴訟制度でございますから、その間につきましてはただ迅速に迅速にといひましても、同時に慎重な審議といふものはどうしてもやむを得ないことであらうかと思ひのであります。その点については一つ御了承をいただきたいと思います。

なお、ちょっとここで、立ちましたついでと申しては失礼でございますが、先ほど来、審査が決定いたしましたから、単なる事務の手続で、決定を送付するまでに半年かかる事例もあるやの御発言がございましたが、これは私も今調べてみましたところでは、さうなことはございせん、これはやはり請求があつてからそれが行くまでの間ということであらうかと思ひます。

すが、もし何か御承知のことがありましてならば、御指摘いただきますれば、私もさつそく取調べいたしまして、万が一さうなことがありましたら大へん申しわけないことでございすから、これを改めますことにやぶさかでございます。そのことを申し上げます。

○八木(一男)委員 最後の点については、私どもの調査では結論が出てから文書を発送するまでには半年以上かかった例がある。これは私もまたさらに調査しますが、半年でなくて、三月であつても一月であつても、これはとんでもないことです。

それから、今のは審査会の審査官自体が御調査になるのが一番いいと思ふ。ところがこれは数が少いですから全部調査できない。下調べといふことになる。下調べといふことになれば、これは審査会の直接の事務局が下調べしなければならぬ。保険局の人がすれば、片方のその審査に反対の出したくない方なんです。再審査要求があつて、出したくない方のそういう部局の人が調査に行くのでは、これはほんとうの公平な調査にならぬ。審査会という中立的な裁判機関自体の事務局が行かなければならぬ。それについて厚生政務次官、どうですか。

○池田政府委員 今のお尋ね、御高見の通りでございます。これまた先刻申し上げておりますように、事務局を置いて、事務局自体で調査ができるように進めていくことがよろしいことだと私も考えております。

○八木(一男)委員 それでは事務局で調査をするというのをぜひ考えていただきたいと思います。その前に、それができない

い範圍のところは、結局被保険者の利益代表も立ち合つて一緒に調査をする、片方の保険団体の方の利益団体だけが調査するのじやなくて、被保険者の方の利益団体も複数になつて調査する、こういうことも考えられ、相当にさういふ弊害が現実的に排除される、さういふこともお考えの一つに入れていただきたいと思います。それについて……

○本寧政府委員 ただいまのお尋ねは、下審査をいたします場合におきましては、できれば被保険者の利益代表もそれに立ち会わせたいということ、これは実際上だいたいのところは実行いたしておらないのでございます。これはその審査に必要な資料として審査官から命ぜられたもの——それは当然審査会に關手しておる方々の意向といふものもしんじやくして、必要事項を列挙して調査を命ずるわけでございます。文字通り事実を調査して参る、こういうことが調査の使命でございます。それにつきましては当然その調査した者が、その調査した者としての責任をもつてこれをやらなければならぬわけでございます。それを今度は審査会全体として、その当否について、あるいはそれを参考にしてまた論議が進められて参るわけでございます。当然それは被保険者の利益代表の方々は、それ以外に被保険者の人たちからの意見も伺つておられることであります。従来、やりの方がそれによりまして著しく被保険者に不利なことがございす。これは当然考えなければならぬことでございますが、さういふ問題につきましてはなお研究さしていただいて、今日のところはそれで御了承願ひたいと思ひます。

○八木(一男)委員 そういふ審査会の中立的な機関自体で御調査になるのが一番いいと思ひます。保険局あたりの事務局の人がなさる場合には、今言つたやうな被保険者の利益代表も一緒に行くといふことを一つ御検討になつて、それからできるうちに、これもわずかな予算だと思ひますが、さういふこともお考えになつて、予算の裏づけをしていただきたいと思います。

何かほかの案件があるようですから、あとこの問題に關する限りもうちょっとで打ち切りますが、一番大事なことを最後に言うわけですから、たくさんの事例があるわけなんです。たとえばある事例では、傷病手当金を請求したら、第一審の審査官による決定までに六カ月かかった。その次に第二審の審査会の審査の方に要求したら、その決定までに二年十カ月かかった。これは一番ひどい例じゃないのです。まん中辺の例です。さういふ状態ですから、一番最初の審査官の人数をふやすとか、それから配置をうまくするとかいふことが第一に必要であるし、第二審の方のたとえば調査を早くするための事務局員をふやすことが必要である。またこの調査が決定した後の庶務的なことをやる事務局員をふやすことも必要であるといふことになつて。さうしないと、さつき言つたやうな非常な人権じゅうりやんが起るわけなんです。さういふこと全体について、社会保険審査会が実際に処理がつかないやうに、公平と言われましても、公平は公平でもちろん必要です。特に迅速という問題があまりにも無視されておるに、その人員的な予算的な裏づけを

なされ、運営においてもいい運営をなさるといふことをしていただきたいと思ひます。端的にいって、この社会保険審査会は今全くなつたらかしにされておるわけなんです。部屋を見てもさうです。社会保険審査会といふものは三者構成といふことがあつたのですが、これはさうじやないことにされた。しかし今の委員長はなかなかいい運営をされていろいろな利益代表者の意見を聞く場を持つておる。ところがそのやうな会議所はすわる席もない、集まつた人が突つ立つて話をしなければならぬといふやうな状態です。そのくらしいことは考えればできることです。これは社会保険審査会といふことを全く無視した一つの現われではないか。部屋もない、集まつた人がほんとうに真剣に考えているのに、立ちながら相談をしなければならぬといふやうな状態です。さういふことですから、ぜひ政務次官、さうして政務次官から大臣におつちやつて、全体がよくなる、また保険局長その他もさういふものは督促されて、ぜひ次の国会では、私がとかかく文句を言わなくても、よくおやり下さいましたと言へるやうなことを推進していただきたいと思います。それについての總括的な御意見を伺ひたいと思ひます。

○池田政府委員 社会保険の審査につきましては、第一審の審査官の問題、第二審の審査会の問題等につきまして、八木先生から詳しいお話を伺ひまして、私もそれを總じて三年くらゐにもなるといふことは、いまだ部下から報告を受けておりません、私はもつと短期間にできるものだと考えておりました。

先ほど来答弁いたしております通り、これにつきましては、さらに検討させていただきます。また、この国会では必ずおほめをいただくようにしたいと思っております。

○八木(一男)委員 一応これで終わります。

○園田委員長 次に、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑はこれにて終局いたしました。次に、本案を討論に付すのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認めます。消費生活協同組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○園田委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○園田委員長 次に、中小企業退職金共済法案を議題とし、審査を進めます。質疑を許します。齋藤邦吉君。

○齋藤委員 ただいま議題となっております中小企業退職金共済法案につきまして、質疑を終局せられんことを望みます。

○園田委員長 ただいまの齋藤邦吉君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よって本案の質疑は終局いたしました。

ただいま委員長の手元に、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる大坪保雄君外九名提出の本案に対する修正案が提出されております。趣旨の説明を聴取いたします。大坪保雄君。

中小企業退職金共済法案に対する修正案

中小企業退職金共済法案の一部を次のように修正する。

目次中第六十五条を「第六十七條に」(第六十六條―第六十九條)を(第六十八條―第七十一條)に改める。

第三條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 中小企業者は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について退職金共済契約を締結するようにならなければならない。

一 期間を定めて雇用される者

二 季節的業務に雇用される者

三 試用期間中の者

四 常時勤務に服することを要しない者

五 現に退職金共済契約の被共済者である者

六 第八條第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないもの

七 前各号に掲げる者のほか、労働省令で定める者

第六條第一項中「申込は、」の下に「被共済者となるべき者の意に反して行つてはならず、かつ、」を加え、「かつ、」を削る。

第十四條中「被共済者が退職した後六月以内を」「被共済者(その者に係る掛金納付月数が二十四月以上の者に限る。)」が退職した後一年以内」に改め、「当該中小企業者又は労働省令で定めるその者と類似の事業を行う」を削る。

第十七條第二項中「第一項を」「前項」に改める。

第二十五條に次の一項を加える。

2 中小企業者は、退職金共済契約を締結しようとする場合において、従業員の意見を聞かなければならない。

第四十六條に次の一項を加える。

3 前二項に規定するものは、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

第五十三條第五項中「事業資金」の下に「又はその従業員の福祉を増進するための資金」を加える。

第六十一條第一号中「八十四月」を「六十月」に改める。

第六十九條を第七十一條とし、第六十二條から第六十八條までを二条ずつ繰り下げ、第六章中第六十四條の前に次の二條を加える。

(中小企業退職金共済審議会)

第六十二條 労働省に、中小企業退職金共済審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律の施行及び改正に関する事項について労働大臣の諮問に應ずるほか、必要と認める事項について関係行政機関に建議することができる。

3 審議会は、十五人以内の委員をもつて組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

5 前四項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(審議会の請求)

第六十三條 共済契約者又は被共済者その他退職金等の支給を受ける権利を有する者は、退職金共済契約上の権利義務に関する事項について異議があるときは、労働保険審査会に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求は、請求人が異議に係る事実を知つた日から二月以内にならなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

4 前三項の規定は、第一項に規定する者が同項に規定する事項について直ちに訴を提起することを妨げるものと解釈してはならない。

5 労働保険審査会は、第一項の審査の事務に必要な限度において、関係行政庁に対してその事務の一部を委任することができる。

6 前項に定めるもののほか、第一項の審査の手続に關し必要な事項は、労働省令で定める。

附則第十四條を次のように改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十四條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第十九號の三の次に次の一号を加える。

十九の四 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第

号)に基いて、中小企業退職金共済事業団に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第七條中第七號を第八號とし、第六號の次に次の一号を加える。

七 中小企業退職金共済事業団の監督その他中小企業退職金共済法の施行に關すること。

第十三條第一項の表中

中央労働基準審議会

労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

中小企業退職金共済審議会

労働大臣の諮問に應じ、中小企業退職金共済法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

中央労働基準審議会

労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

別表第一を次のように改める。
別表第一

掛金納 付月数	金	額
二月	七〇〇円	三六〇円
三月	八〇〇円	四二〇円
四月	九〇〇円	四八〇円
五月	一、〇〇〇円	五四〇円
六月	一、一〇〇円	六〇〇円
七月	一、二〇〇円	六七〇円
八月	一、三〇〇円	七四〇円
九月	一、四〇〇円	八〇〇円
十月	一、五〇〇円	八七〇円
十一月	一、六〇〇円	九三〇円
十二月	一、七〇〇円	一、〇〇〇円
一月	一、八〇〇円	一、〇六〇円
二月	一、九〇〇円	一、一二〇円
三月	二、〇〇〇円	一、一八〇円
四月	二、一〇〇円	一、二四〇円
五月	二、二〇〇円	一、三〇〇円
六月	二、三〇〇円	一、三六〇円
七月	二、四〇〇円	一、四二〇円
八月	二、五〇〇円	一、四八〇円
九月	二、六〇〇円	一、五四〇円
十月	二、七〇〇円	一、六〇〇円
十一月	二、八〇〇円	一、六六〇円
十二月	二、九〇〇円	一、七二〇円
一月	三、〇〇〇円	一、七八〇円
二月	三、一〇〇円	一、八四〇円
三月	三、二〇〇円	一、九〇〇円
四月	三、三〇〇円	一、九六〇円
五月	三、四〇〇円	二、〇二〇円
六月	三、五〇〇円	二、〇八〇円
七月	三、六〇〇円	二、一四〇円
八月	三、七〇〇円	二、二〇〇円
九月	三、八〇〇円	二、二六〇円
十月	三、九〇〇円	二、三二〇円
十一月	四、〇〇〇円	二、三八〇円
十二月	四、一〇〇円	二、四四〇円
一月	四、二〇〇円	二、五〇〇円
二月	四、三〇〇円	二、五六〇円
三月	四、四〇〇円	二、六二〇円
四月	四、五〇〇円	二、六八〇円
五月	四、六〇〇円	二、七四〇円
六月	四、七〇〇円	二、八〇〇円
七月	四、八〇〇円	二、八六〇円
八月	四、九〇〇円	二、九二〇円
九月	五、〇〇〇円	二、九八〇円
十月	五、一〇〇円	三、〇四〇円
十一月	五、二〇〇円	三、一〇〇円
十二月	五、三〇〇円	三、一六〇円
一月	五、四〇〇円	三、二二〇円
二月	五、五〇〇円	三、二八〇円
三月	五、六〇〇円	三、三四〇円
四月	五、七〇〇円	三、四〇〇円
五月	五、八〇〇円	三、四六〇円
六月	五、九〇〇円	三、五二〇円
七月	六、〇〇〇円	三、五八〇円
八月	六、一〇〇円	三、六四〇円
九月	六、二〇〇円	三、七〇〇円
十月	六、三〇〇円	三、七六〇円
十一月	六、四〇〇円	三、八二〇円
十二月	六、五〇〇円	三、八八〇円
一月	六、六〇〇円	三、九四〇円
二月	六、七〇〇円	四、〇〇〇円
三月	六、八〇〇円	四、〇六〇円
四月	六、九〇〇円	四、一二〇円
五月	七、〇〇〇円	四、一八〇円
六月	七、一〇〇円	四、二四〇円
七月	七、二〇〇円	四、三〇〇円
八月	七、三〇〇円	四、三六〇円
九月	七、四〇〇円	四、四二〇円
十月	七、五〇〇円	四、四八〇円
十一月	七、六〇〇円	四、五四〇円
十二月	七、七〇〇円	四、六〇〇円
一月	七、八〇〇円	四、六六〇円
二月	七、九〇〇円	四、七二〇円
三月	八、〇〇〇円	四、七八〇円
四月	八、一〇〇円	四、八四〇円
五月	八、二〇〇円	四、九〇〇円
六月	八、三〇〇円	四、九六〇円
七月	八、四〇〇円	五、〇二〇円
八月	八、五〇〇円	五、〇八〇円
九月	八、六〇〇円	五、一四〇円
十月	八、七〇〇円	五、二〇〇円
十一月	八、八〇〇円	五、二六〇円
十二月	八、九〇〇円	五、三二〇円
一月	九、〇〇〇円	五、三八〇円
二月	九、一〇〇円	五、四四〇円
三月	九、二〇〇円	五、五〇〇円
四月	九、三〇〇円	五、五六〇円
五月	九、四〇〇円	五、六二〇円
六月	九、五〇〇円	五、六八〇円
七月	九、六〇〇円	五、七四〇円
八月	九、七〇〇円	五、八〇〇円
九月	九、八〇〇円	五、八六〇円
十月	九、九〇〇円	五、九二〇円
十一月	一〇、〇〇〇円	五、九八〇円
十二月	一〇、一〇〇円	六、〇四〇円
一月	一〇、二〇〇円	六、一〇〇円
二月	一〇、三〇〇円	六、一六〇円
三月	一〇、四〇〇円	六、二二〇円
四月	一〇、五〇〇円	六、二八〇円
五月	一〇、六〇〇円	六、三四〇円
六月	一〇、七〇〇円	六、四〇〇円
七月	一〇、八〇〇円	六、四六〇円
八月	一〇、九〇〇円	六、五二〇円
九月	一〇、〇〇〇円	六、五八〇円
十月	一〇、一〇〇円	六、六四〇円
十一月	一〇、二〇〇円	六、七〇〇円
十二月	一〇、三〇〇円	六、七六〇円
一月	一〇、四〇〇円	六、八二〇円
二月	一〇、五〇〇円	六、八八〇円
三月	一〇、六〇〇円	六、九四〇円
四月	一〇、七〇〇円	七、〇〇〇円
五月	一〇、八〇〇円	七、〇六〇円
六月	一〇、九〇〇円	七、一二〇円
七月	一一、〇〇〇円	七、一八〇円
八月	一一、一〇〇円	七、二四〇円
九月	一一、二〇〇円	七、三〇〇円
十月	一一、三〇〇円	七、三六〇円
十一月	一一、四〇〇円	七、四二〇円
十二月	一一、五〇〇円	七、四八〇円
一月	一一、六〇〇円	七、五四〇円
二月	一一、七〇〇円	七、六〇〇円
三月	一一、八〇〇円	七、六六〇円
四月	一一、九〇〇円	七、七二〇円
五月	一二、〇〇〇円	七、七八〇円
六月	一二、一〇〇円	七、八四〇円
七月	一二、二〇〇円	七、九〇〇円
八月	一二、三〇〇円	七、九六〇円
九月	一二、四〇〇円	八、〇二〇円
十月	一二、五〇〇円	八、〇八〇円
十一月	一二、六〇〇円	八、一四〇円
十二月	一二、七〇〇円	八、二〇〇円
一月	一二、八〇〇円	八、二六〇円
二月	一二、九〇〇円	八、三二〇円
三月	一三、〇〇〇円	八、三八〇円
四月	一三、一〇〇円	八、四四〇円
五月	一三、二〇〇円	八、五〇〇円
六月	一三、三〇〇円	八、五六〇円
七月	一三、四〇〇円	八、六二〇円
八月	一三、五〇〇円	八、六八〇円
九月	一三、六〇〇円	八、七四〇円
十月	一三、七〇〇円	八、八〇〇円
十一月	一三、八〇〇円	八、八六〇円
十二月	一三、九〇〇円	八、九二〇円
一月	一四、〇〇〇円	八、九八〇円
二月	一四、一〇〇円	九、〇四〇円
三月	一四、二〇〇円	九、一〇〇円
四月	一四、三〇〇円	九、一六〇円
五月	一四、四〇〇円	九、二二〇円
六月	一四、五〇〇円	九、二八〇円
七月	一四、六〇〇円	九、三四〇円
八月	一四、七〇〇円	九、四〇〇円
九月	一四、八〇〇円	九、四六〇円
十月	一四、九〇〇円	九、五二〇円
十一月	一五、〇〇〇円	九、五八〇円
十二月	一五、一〇〇円	九、六四〇円
一月	一五、二〇〇円	九、七〇〇円
二月	一五、三〇〇円	九、七六〇円
三月	一五、四〇〇円	九、八二〇円
四月	一五、五〇〇円	九、八八〇円
五月	一五、六〇〇円	九、九四〇円
六月	一五、七〇〇円	一〇、〇〇〇円
七月	一五、八〇〇円	一〇、〇六〇円
八月	一五、九〇〇円	一〇、一二〇円
九月	一六、〇〇〇円	一〇、一八〇円
十月	一六、一〇〇円	一〇、二四〇円
十一月	一六、二〇〇円	一〇、三〇〇円
十二月	一六、三〇〇円	一〇、三六〇円
一月	一六、四〇〇円	一〇、四二〇円
二月	一六、五〇〇円	一〇、四八〇円
三月	一六、六〇〇円	一〇、五四〇円
四月	一六、七〇〇円	一〇、六〇〇円
五月	一六、八〇〇円	一〇、六六〇円
六月	一六、九〇〇円	一〇、七二〇円
七月	一七、〇〇〇円	一〇、七八〇円
八月	一七、一〇〇円	一〇、八四〇円
九月	一七、二〇〇円	一〇、九〇〇円
十月	一七、三〇〇円	一〇、九六〇円
十一月	一七、四〇〇円	一〇、〇二〇円
十二月	一七、五〇〇円	一〇、〇八〇円
一月	一七、六〇〇円	一〇、一四〇円
二月	一七、七〇〇円	一〇、二〇〇円
三月	一七、八〇〇円	一〇、二六〇円
四月	一七、九〇〇円	一〇、三二〇円
五月	一八、〇〇〇円	一〇、三八〇円
六月	一八、一〇〇円	一〇、四四〇円
七月	一八、二〇〇円	一〇、五〇〇円
八月	一八、三〇〇円	一〇、五六〇円
九月	一八、四〇〇円	一〇、六二〇円
十月	一八、五〇〇円	一〇、六八〇円
十一月	一八、六〇〇円	一〇、七四〇円
十二月	一八、七〇〇円	一〇、八〇〇円
一月	一八、八〇〇円	一〇、八六〇円
二月	一八、九〇〇円	一〇、九二〇円
三月	一九、〇〇〇円	一〇、九八〇円
四月	一九、一〇〇円	一〇、一〇四〇円
五月	一九、二〇〇円	一〇、一六〇円
六月	一九、三〇〇円	一〇、二一六〇円
七月	一九、四〇〇円	一〇、二七二〇円
八月	一九、五〇〇円	一〇、三二八〇円
九月	一九、六〇〇円	一〇、三八四〇円
十月	一九、七〇〇円	一〇、四四〇円
十一月	一九、八〇〇円	一〇、四九六円
十二月	一九、九〇〇円	一〇、五五二円
一月	二〇、〇〇〇円	一〇、六〇八円
二月	二〇、一〇〇円	一〇、六六四円
三月	二〇、二〇〇円	一〇、七二〇円
四月	二〇、三〇〇円	一〇、七七六円
五月	二〇、四〇〇円	一〇、八三二円
六月	二〇、五〇〇円	一〇、八八八円
七月	二〇、六〇〇円	一〇、九四四円
八月	二〇、七〇〇円	一〇、一〇〇円
九月	二〇、八〇〇円	一〇、一五六円
十月	二〇、九〇〇円	一〇、一六二円
十一月	二一、〇〇〇円	一〇、二一八円
十二月	二一、一〇〇円	一〇、二七四円
一月	二一、二〇〇円	一〇、三三〇円
二月	二一、三〇〇円	一〇、三八六円
三月	二一、四〇〇円	一〇、四四二円
四月	二一、五〇〇円	一〇、四九八円
五月	二一、六〇〇円	一〇、五五四円
六月	二一、七〇〇円	一〇、六一〇円
七月	二一、八〇〇円	一〇、六六六円
八月	二一、九〇〇円	一〇、七二二円
九月	二二、〇〇〇円	一〇、七七八円
十月	二二、一〇〇円	一〇、八三四円
十一月	二二、二〇〇円	一〇、八九〇円
十二月	二二、三〇〇円	一〇、九四六円
一月	二二、四〇〇円	一〇、一〇〇円
二月	二二、五〇〇円	一〇、一五六円
三月	二二、六〇〇円	一〇、一六二円
四月	二二、七〇〇円	一〇、二一八円
五月	二二、八〇〇円	一〇、二七四円
六月	二二、九〇〇円	一〇、三三〇円
七月	二三、〇〇〇円	一〇、三八六円
八月	二三、一〇〇円	一〇、四四二円
九月	二三、二〇〇円	一〇、四九八円
十月	二三、三〇〇円	一〇、五五四円
十一月	二三、四〇〇円	一〇、六一〇円
十二月	二三、五〇〇円	一〇、六六六円
一月	二三、六〇〇円	一〇、七二二円
二月	二三、七〇〇円	一〇、七七八円
三月	二三、八〇〇円	一〇、八三四円
四月	二三、九〇〇円	一〇、八九〇円
五月	二四、〇〇〇円	一〇、九四六円
六月	二四、一〇〇円	一〇、一〇〇円
七月	二四、二〇〇円	一〇、一五六円
八月	二四、三〇〇円	一〇、二一六円
九月	二四、四〇〇円	一〇、二七二円
十月	二四、五〇〇円	一〇、三二八円
十一月	二四、六〇〇円	一〇、三八四円
十二月	二四、七〇〇円	一〇、四四〇円
一月	二四、八〇〇円	一〇、四九六円
二月	二四、九〇〇円	一〇、五五二円
三月	二五、〇〇〇円	一〇、六〇八円
四月	二五、一〇〇円	一〇、六六四円
五月	二五、二〇〇円	一〇、七二〇円
六月	二五、三〇〇円	一〇、七七六円
七月	二五、四〇〇円	一〇、八三二円
八月	二五、五〇〇円	一〇、八八八円
九月	二五、六〇〇円	一〇、九四四円
十月	二五、七〇〇円	一〇、一〇〇円
十一月	二五、八〇〇円	一〇、一五六円
十二月	二五、九〇〇円	一〇、二一六円
一月	二六、〇〇〇円	一〇、二七二円
二月	二六、一〇〇円	一〇、三二八円
三月	二六、二〇〇円	一〇、三八四円
四月	二六、三〇〇円	一〇、四四〇円
五月	二六、四〇〇円	一〇、四九六円
六月	二六、五〇〇円	一〇、五五二円
七月	二六、六〇〇円	一〇、六〇八円
八月	二六、七〇〇円	一〇、六六四円
九月	二六、八〇〇円	一〇、七二〇円
十月	二六、九〇〇円	一〇、七七六円
十一月	二七、〇〇〇円	一〇、八三二円
十二月	二七、一〇〇円	一〇、八八八円
一月	二七、二〇〇円	一〇、九四四円
二月	二七、三〇〇円	一〇、一〇〇円
三月	二七、四〇〇円	一〇、一五六円
四月	二七、五〇〇円	一〇、二一六円
五月	二七、六〇〇円	一〇、二七二円
六月	二七、七〇〇円	一〇、三二八円
七月	二七、八〇〇円	一〇、三八四円
八月	二七、九〇〇円	一〇、四四〇円
九月	二八、〇〇〇円	一〇、四九六円
十月	二八、一〇〇円	一〇、五五二円
十一月	二八、二〇〇円	一〇、六〇八円
十二月	二八、三〇〇円	一〇、六六四円
一月	二八、四〇〇円	一〇、七二〇円
二月	二八、五〇〇円	一〇、七七六円
三月	二八、六〇〇円	一〇、八三二円
四月	二八、七〇〇円	一〇、八八八円
五月	二八、八〇〇円	一〇、九四四円
六月	二八、九〇〇円	一〇、一〇〇円
七月	二九、〇〇〇円	一〇、一五六円
八月	二九、一〇〇円	一〇、二一六円
九月	二九、二〇〇円	一〇、二七二円
十月	二九、三〇〇円	一〇、三二八円
十一月	二九、四〇〇円	一〇、三八四円
十二月	二九、五〇〇円	一〇、四四〇円
一月	二九、六〇〇円	一〇、四九六円
二月	二九、七〇〇円	一〇、五五二円
三月	二九、八〇〇円	一〇、六〇八円
四月	二九、九〇〇円	一〇、六六四円
五月	三〇、〇〇〇円	一〇、七二〇円
六月	三〇、一〇〇円	一〇、七七六円
七月	三〇、二〇〇円	一〇、八三二円
八月	三〇、三〇〇円	一〇、八八八円
九月	三〇、四〇〇円	一〇、九四四円
十月	三〇、五〇〇円	一〇、一〇〇円
十一月	三〇、六〇〇円	一〇、一五六円
十二月	三〇、七〇〇円	一〇、二一六円
一月	三〇、八〇〇円	一〇、二七二円
二月	三〇、九〇〇円	一〇、三二八円
三月	三一、〇〇〇円	一〇、三八四円
四月	三一、一〇〇円	一〇、四四〇円
五月	三一、二〇〇円	一〇、四九六円
六月	三一、三〇〇円	一〇、五五二円
七月	三一、四〇〇円	一〇、六〇八円
八月	三一、五〇〇円	一〇、六六四円
九月	三一、六〇〇円	一〇、七二〇円
十月	三一、七〇〇円	一〇、七七六円
十一月	三一、八〇〇円	一〇、八三二円
十二月	三一、九〇〇円	一〇、八八八円
一月	三二、〇〇〇円	一〇、九四四円
二月	三二、一〇〇円	一〇、一〇〇円
三月	三二、二〇〇円	一〇、一五六円
四月	三二、三〇〇円	一〇、二一六円</

一四〇月	五、〇〇〇円	三、七五〇円
一四一月	五、二二〇円	三、八〇〇円
一四二月	五、六〇〇円	三、三〇〇円
一四三月	五、二二〇円	三、四〇〇円
一四四月	五、二二〇円	三、六九〇円
一四五月	五、二二〇円	三、九〇〇円
一四六月	五、三六〇円	三、五〇〇円
一四七月	五、四一〇円	三、四八〇円
一四八月	五、四一〇円	三、四六〇円
一四九月	五、二二〇円	三、四八〇円
一五〇月	五、二二〇円	三、五〇〇円
一五一月	五、三三〇円	三、五三〇円
一五二月	五、九七〇円	三、六〇〇円
一五三月	五、五九〇円	三、五九〇円
一五四月	五、八二〇円	三、六一九〇円
一五五月	五、八三〇円	三、六四七〇円
一五六月	五、九四〇円	三、六五五〇円
一五七月	六、〇〇〇円	三、七〇〇円
一五八月	六、〇六〇円	三、七三二〇円
一五九月	六、一三〇円	三、七五九〇円
一六〇月	六、一九〇円	三、七八七〇円
一六一月	六、二五〇円	三、八一五〇円
一六二月	六、三、一七〇円	三、八四三〇円
一六三月	六、三、七九〇円	三、八七〇円
一六四月	六、四、一〇〇円	三、八九九〇円
一六五月	六、五、〇〇〇円	三、九二七〇円

一六六月	六、五、八〇〇円	三、九五五〇円
一六七月	六、六、七〇〇円	三、九八三〇円
一六八月	六、八、九〇〇円	三、一〇一〇円
一六九月	六、七、五〇〇円	三、〇三九〇円
一七〇月	六、八、三〇〇円	三、〇六七〇円
一七一月	六、八、七〇〇円	三、〇九五〇円
一七二月	六、九、七〇〇円	三、一三〇〇円
一七三月	六、九、九〇〇円	三、一五〇〇円
一七四月	七、〇、〇〇〇円	三、一七九〇円
一七五月	七、一、五〇〇円	三、二〇七〇円
一七六月	七、一、八〇〇円	三、二三五〇円
一七七月	七、二、五〇〇円	三、二六三〇円
一七八月	七、三、四〇〇円	三、三、九〇〇円
一七九月	七、三、七〇〇円	三、四一九〇円
一八〇月	七、四、〇〇〇円	三、四四七〇円
一八一月	七、五、〇〇〇円	三、四七五〇円
一八二月	七、五、六〇〇円	三、四八三〇円
一八三月	七、六、二〇〇円	三、四九三〇円
一八四月	七、六、九〇〇円	三、五〇〇円
一八五月	七、七、五〇〇円	三、五四八〇円
一八六月	七、八、一〇〇円	三、五五、一八〇円
一八七月	七、八、八〇〇円	三、五五、四七〇円
一八八月	七、九、四〇〇円	三、五七六〇円
一八九月	八、〇、〇〇〇円	三、六〇五〇円
一九〇月	八、〇、七〇〇円	三、六三三〇円
一九一月	八、一、三〇〇円	三、六六三〇円

一九二月	八、二、〇〇〇円	三、六九〇円
一九三月	八、二、六九〇円	三、七、三三〇円
一九四月	八、三、三六〇円	三、七、五〇〇円
一九五月	八、四、〇三〇円	三、七、八〇〇円
一九六月	八、四、七〇〇円	三、八、二二〇円
一九七月	八、五、三七〇円	三、八、四三〇円
一九八月	八、六、〇四〇円	三、八、七〇〇円
一九九月	八、六、七〇〇円	三、九、〇〇〇円
二〇〇月	八、七、四〇〇円	三、九、三〇〇円
二〇一月	八、八、〇九〇円	三、九、六四〇円
二〇二月	八、八、七八〇円	三、九、九三〇円
二〇三月	八、九、四七〇円	四、〇、二六〇円
二〇四月	九、〇、一六〇円	四、〇、五七〇円
二〇五月	九、〇、八五〇円	四、〇、八八〇円
二〇六月	九、一、五五〇円	四、一、〇〇〇円
二〇七月	九、二、二七〇円	四、一、五三〇円
二〇八月	九、三、九八〇円	四、二、〇四〇円
二〇九月	九、三、六九〇円	四、二、六〇〇円
二一〇月	九、四、四〇〇円	四、二、八八〇円
二一一月	九、五、一三〇円	四、三、〇〇〇円
二一二月	九、五、八五〇円	四、三、一三〇円
二一三月	九、七、三二〇円	四、三、七九〇円
二一四月	九、七、三二〇円	四、三、七九〇円
二一五月	九、九、〇四〇円	四、四、二二〇円
二一六月	九、九、七八〇円	四、四、五五〇円
二一七月	九、九、五〇〇円	四、四、七〇〇円

二一八月	一〇〇、一五〇円	四、五、一一〇円
二一九月	一〇〇、一〇〇円	四、五、四四〇円
二二〇月	一〇〇、七六〇円	四、五、七九〇円
二二一月	一〇〇、五五〇円	四、六、一三〇円
二二二月	一〇〇、三七〇円	四、六、四七〇円
二二三月	一〇〇、三〇〇円	四、六、八二〇円
二二四月	一〇〇、七九〇円	四、七、一五〇円
二二五月	一〇〇、五五〇円	四、七、五〇〇円
二二六月	一〇〇、三〇〇円	四、七、八五〇円
二二七月	一〇七、二二〇円	四、八、二〇〇円
二二八月	一〇八、八八〇円	四、八、五五〇円
二二九月	一〇八、八八〇円	四、八、九〇〇円
二三〇月	一〇九、九〇〇円	四、九、二六〇円
二三一月	一一〇、七〇〇円	四、九、六二〇円
二三二月	一一〇、七〇〇円	四、九、九八〇円
二三三月	一一〇、七〇〇円	五、〇、三四〇円
二三四月	一一二、六七〇円	五、〇、七〇〇円
二三五月	一一三、四六〇円	五、一、〇六〇円
二三六月	一一四、二五〇円	五、一、四二〇円
二三七月	一一五、〇〇〇円	五、一、七八〇円
二三八月	一一五、八〇〇円	五、二、一六〇円
二三九月	一一六、六〇〇円	五、二、五二〇円
二四〇月	一一七、五〇〇円	五、二、九八〇円
二四一月	一一八、三〇〇円	五、三、三六〇円
二四二月	一二九、三〇〇円	五、三、六六〇円
二四三月	一二〇、六〇〇円	五、四、〇二〇円

二四四月	一二〇、九〇〇円	五、四、四四〇円
二四五月	一二一、七六〇円	五、四、八〇〇円
二四六月	一二三、六六〇円	五、五、一八〇円
二四七月	一二三、四八〇円	五、五、五〇〇円
二四八月	一二四、三四〇円	五、五、九〇〇円
二四九月	一二五、三〇〇円	五、六、三〇〇円
二五〇月	一二六、〇七〇円	五、六、七四〇円
二五一月	一二六、九四〇円	五、七、一三〇円
二五二月	一二七、八〇〇円	五、七、五三〇円
二五三月	一二八、七〇〇円	五、八、〇〇〇円
二五四月	一二九、五八〇円	五、八、三三〇円
二五五月	一三〇、四七〇円	五、八、七〇〇円
二五六月	一三一、三六〇円	五、九、一〇〇円
二五七月	一三二、二六〇円	五、九、五〇〇円
二五八月	一三三、一六〇円	五、九、九〇〇円
二五九月	一三四、〇七〇円	六、〇、三〇〇円
二六〇月	一三四、九八〇円	六、〇、七四〇円
二六一月	一三五、八八〇円	六、一、一五〇円
二六二月	一三六、七八〇円	六、一、五八〇円
二六三月	一三七、七四〇円	六、二、〇〇〇円
二六四月	一三八、六七〇円	六、二、四二〇円
二六五月	一三九、六二〇円	六、二、八〇〇円
二六六月	一四〇、五五〇円	六、三、二四〇円
二六七月	一四一、四九〇円	六、三、六七〇円
二六八月	一四二、四四〇円	六、四、〇〇〇円
二六九月	一四三、四〇〇円	六、四、五〇〇円

三七四月	二四一、八〇圓	一三三、三六圓
三七五月	二五七、七〇圓	一四一、〇〇圓
三七六月	二七七、七〇圓	一四八、六〇圓
三七七月	二八八、九〇圓	一五五、四〇圓
三七八月	二九六、〇〇圓	一六六、七〇圓
三七九月	三〇三、三〇圓	一七〇、〇〇圓
三八〇月	三〇八、五〇圓	一七七、七〇圓
三八一月	三一五、四九〇圓	一八四、七〇圓
三八二月	二七、一四〇圓	一九二、〇〇圓
三八三月	二八八、〇〇圓	一九九、六〇圓
三八四月	二九〇、四七〇圓	二〇七、〇〇圓
三八五月	二九二、一四〇圓	二一四、六〇圓
三八六月	二九三、八〇圓	二二二、三〇圓
三八七月	二九五、五〇圓	二三〇、〇〇圓
三八八月	二九七、三〇圓	二三七、五〇圓
三八九月	二九八、九〇圓	二四五、〇〇圓
三九〇月	三〇〇、六四〇圓	二五二、九〇圓
三九一月	三〇二、三六〇圓	二六〇、七〇圓
三九二月	三〇四、〇九〇圓	二六八、五〇圓
三九三月	三〇五、八三〇圓	二七六、三〇圓
三九四月	三〇七、五八〇圓	二八四、一〇圓
三九五月	三〇九、三三〇圓	二九二、〇〇圓
三九六月	三一〇、九〇圓	二九九、九〇圓
三九七月	三一二、八六〇圓	三〇七、九〇圓
三九八月	三一四、六四〇圓	三一五、九〇圓
三九九月	三一六、四三〇圓	三二三、〇〇圓

[illegible]

四六六月	三八八・二〇〇円	一六五・七〇円
四二七月	三七〇・二五〇円	一六六・六〇円
四二八月	三七二・三五〇円	一六七・五五〇円
四二九月	三七四・四〇〇円	一六八・四九〇円
四三〇月	三七六・五〇〇円	一六九・四〇〇円
四三一月	三七八・五九〇円	一七〇・三七〇円
四三二月	三八〇・六九〇円	一七一・二〇〇円
四三三月	三八二・八〇〇円	一七二・一六〇円
四三四月	三八四・九〇〇円	一七三・一三〇円
四三五月	三八七・〇〇〇円	一七四・一八〇円
四三六月	三八九・二〇〇円	一七五・一五〇円
四三七月	三九一・三六〇円	一七六・一三〇円
四三八月	三九三・五三〇円	一七七・〇九〇円
四三九月	三九五・七〇〇円	一七八・〇七〇円
四四〇月	三九七・九〇〇円	一七八・九〇〇円
四四一月	四〇〇・一〇〇円	一七九・八〇〇円
四四二月	四〇二・三〇〇円	一八〇・七〇〇円
四四三月	四〇四・五〇〇円	一八一・六〇〇円
四四四月	四〇六・七〇〇円	一八二・五〇〇円
四四五月	四〇八・九〇〇円	一八三・四〇〇円
四四六月	四一一・一〇〇円	一八四・三〇〇円
四四七月	四一三・三〇〇円	一八五・二〇〇円
四四八月	四一五・五〇〇円	一八六・一〇〇円
四四九月	四一七・七〇〇円	一八七・〇〇〇円
四五〇月	四二〇・〇〇〇円	一八八・九〇〇円
四五一月	四二二・六〇〇円	一九〇・九〇〇円

四五一二月	四四九六〇円	一九七三〇円
四五三三三	四七七二九〇円	一九二二〇円
四五四四月	四四九六三〇円	一九三三〇円
四五五五月	四三三一九八〇円	一九四三九〇円
四五六六月	四四四三三〇円	一九五四五〇円
四五七七月	四三六七〇〇円	一九六五五〇円
四五八八月	四三九〇九〇円	一九七五五〇円
四五九九月	四四一四九〇円	一九八六五〇円
四六〇〇月	四四四九〇〇円	一九九七五〇円
四六一一月	四四六三三〇円	二〇〇八五〇円
四六二二月	四四八七六〇円	二〇一九五〇円
四六三三月	四五一二〇円	二〇一〇五〇円
四六四四月	四五六七〇円	二〇二一五〇円
四六五五月	四五六一四〇円	二〇三二五〇円
四六六六月	四四八六三〇円	二〇四三八〇円
四六七七月	四六一一〇円	二〇五七五〇円
四六八八月	四六三六〇円	二〇六八二〇円
四六九九月	四六六一〇円	二〇七九二〇円
四七〇〇月	四六八六四〇円	二〇九〇二〇円
四七一一月	四七一一八〇円	二一〇一三〇円
四七二二月	四七三七三〇円	二一一二八〇円
四七三三月	四七六二九〇円	二一二四三〇円
四七四四月	四八一八七〇円	二一三五九〇円
四七五五月	四八一四六〇円	二一六六六〇円
四七六六月	四八四〇六〇円	二一七八二〇円
四七七七月	四八六六六〇円	二一九〇〇〇円

四七八月	四八〇月	四八一	四八二	四八三	四八四	四八五	四八六	四八七	四八八	四八九	四九〇	四九一	四九二	四九三	四九四	四九五	四九六	四九七	四九八	四九九	五〇〇	五〇一	五〇二	五〇三	
四九三二〇円	四九四六〇円	四九六〇〇円	四九七二七〇円	四九八九七〇円	五〇〇六四〇円	五〇二三八〇円	五〇四八〇〇円	五〇六五四〇円	五〇八三〇〇円	五一〇七〇〇円	五一二八五〇円	五一四六五〇円	五一七四七〇円	五一〇三〇〇円	五二一四〇〇円	五二六〇〇〇円	五二八八七〇円	五三〇七五〇円	五三二六四〇円	五三四七五〇円	五三六八六〇円	五三九〇四〇円	五四一四三〇円	五四三六三七〇円	五四五九三三〇円
三〇、一九〇円	三三、五七〇円	三六、一五〇円	三九、七二〇円	四三、九〇〇円	四八、一〇〇円	五二、三八〇円	五六、五〇〇円	六一、〇〇〇円	六五、三〇〇円	六九、五〇〇円	七三、八〇〇円	七八、一〇〇円	八二、四七〇円	八六、八〇〇円	九一、二〇〇円	九五、六〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇四、三七〇円	一〇八、六四〇円	一一二、五五〇円	一一六、四六〇円	一二〇、三七〇円	一二四、九〇〇円	一二九、三七〇円	一三三、七〇〇円

[illegible]

五三〇月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三一月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三二月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三三月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三四月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三五月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三六月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三七月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三八月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三九月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三〇月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三一月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三二月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三三月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三四月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三五月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三六月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三七月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三八月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三九月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円
五三〇月	六四、五〇〇円	二九、三〇〇円

本修正の結果必要とする経費
 初年度 約二十万円
 平年度 約六百四万二千円

○大坪委員 私は、自由民主党及び日本社会党を代表いたしまして、中小企業退職金共済法案に対する修正案を提出せんとするものであります。

ただいま議題となりました中小企業退職金共済法案に対する修正案につきまして、その趣旨と内容の大綱を御説明申し上げます。

政府提出の中小企業退職金共済法案は、中小企業に退職金共済制度を確立し、もって従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与せんとする趣旨のものであります。この修正案は、法案

の趣旨とするところを一そう具体化し、内容を充実せよとするものであります。

すなわち、第一に、中小企業の雇用の実情にかんがみまして、退職金に対する国庫補助について、政府原案においては、掛金納付月数七年以上五割となつてゐるのを五年以上五割に改めるとともに、退職金の額について、政府原案においては掛金元金及び元利合計に達する時期が掛金納付月数四年及び五年六月月となつてゐるのを、それぞれ三年六月月及び四年六月月にするより別表第一に所要の修正を加え、さらに掛金納付月数の通算の条件を緩和せんとするものであります。

第二に、本制度に関しまして、従業員に對し不当な差別的取扱ひがあつてはその趣旨に反しますので、退職金共済契約の締結に關しまして、任意包括加入を建前とするより改めるとともに、契約を締結する場合において従業員の意見を聞き、かつその意に反してはならないことを規定することであり

第三に、この法案の改正及び施行に關する重要事項について労働大臣の諮問に應じさせるために、労働省に中小企業退職金共済審議会を置くこととし、本制度の運用を一そう実情に即せしめんとするものであります。

第四に、共済契約者被共済者等が退職金共済契約上の権利義務に關する事項について異議があるときは、労働保険審査会に審査を請求することができることとし、給付等についての適正を期さんとするものであります。

その他事業団の余裕金について従業員の福祉を向上させるための資金にも

融通されることを明記すること、商工中金が法案第四十六条第一項の規定による業務の委託を受ける道を開くことのほか、所要の技術的修正を加えんとするものであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○園田委員長 以上で修正案の説明は終りました。

衆議院規則四十一条に「委員会は、議院の会議中は、これを開くことができな。但し、議長は許可を得たときは、この限りでない。」とありますが、正式に議長の許可を得ておりますので、本日の委員会は有効であります。

修正案についての御発言はありませんか。――なければ、次に、国会法五十七條三の規定による内閣の意見があれば、この際これを聴取いたします。倉石労働大臣。

○倉石國務大臣 ただいまの修正案は政府提出の中小企業退職金共済法案の趣旨をより具体化しようとするものでありまして、国庫補助について若干増額を伴う点につきましては別といたしまして、全体としての趣旨には政府といたしましては賛成であります。

○園田委員長 次に原案並びに修正案を一括して討論に付すのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認めます。採決に入ります。まず中小企業退職金共済法案に対する修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○園田委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○園田委員長 起立総員。よつて本案は修正議決すべきものと決しました。

なおただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会

〔参照〕

社会福祉事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第六六号）（参議院送付）に關する報告書

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八四号）に關する報告書

中小企業退職金共済法案（内閣提出第一一六号）に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年四月四日印刷

昭和三十四年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局